

第1章 現況調査

1. 整備予定地の概要

(1) 本市の概要

① 位置

本市は、埼玉県の南端に位置し、荒川を隔てて東京に接しており、県内では戸田・蕨・越谷・草加・さいたまの各市に接している。また、市の大部分が都心から10～20km圏内に含まれる。

自動車道路網は、市中央を南北に産業道路、国道122号、東北自動車道及び首都高速川口線が、市北部を東西に国道298号及び外郭環状道路が貫通しており、なかでも川口ジャンクションは東西南北を結ぶ首都圏における高速道路網の要衝となっている。

鉄道路線は、市の南西部を北西にJR京浜東北線が通っており、東京駅から川口駅までは快速で9駅、25分で達する。市の北部には東西にJR武蔵野線が通っており、東川口駅で市の中央部を南北に走る埼玉高速鉄道線（SR線）と交わっている。

バス路線は、市内及び市周辺のJR・SR各駅を基点として約100系統あり、市役所、支所、福祉施設等の公共施設や駅、医療機関等を結ぶコミュニティバスも運行されている。

図表1-1-1 本市の位置



出所：埼玉県 HP

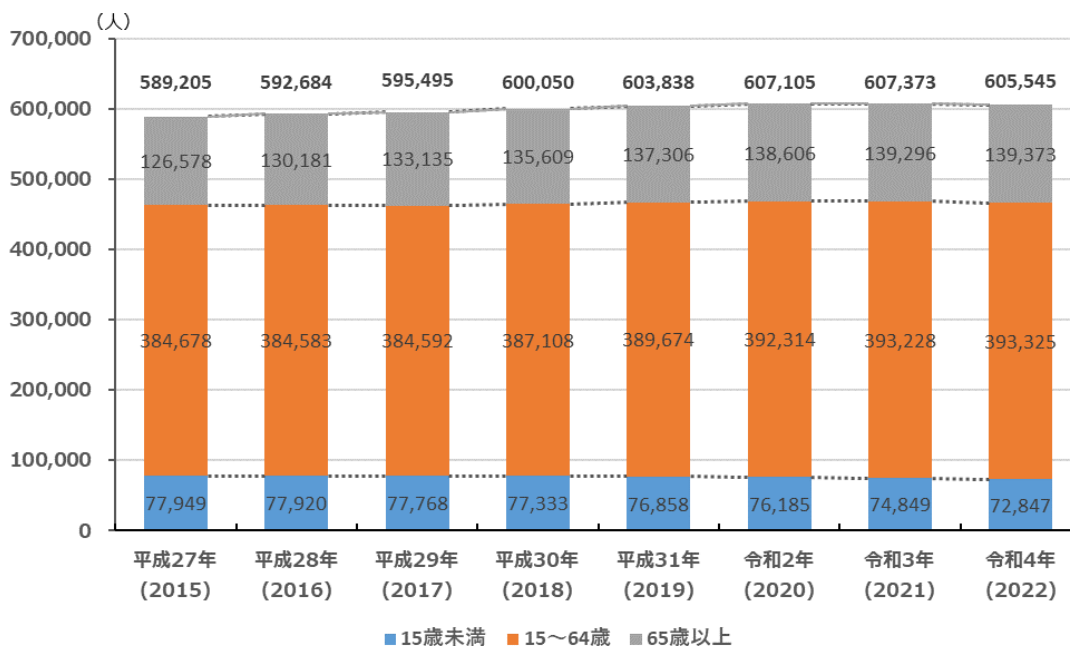
② 川口市の人口及び周辺人口の広がり

ア) 川口市の人口推移

各年の本市の人口推移を把握するため、住民基本台帳の人口推移をみると、平成27年（2015年）以降の本市の人口推移は平成30年に60万人に達し、以降増加傾向で推移している。一方で、直近では、自然減に加えて、社会減による影響のため、令和3年（2021年）の607,373人をピークに減少に転じている。また、高齢者人口（65歳以上）の割合は平成27年（2015年）の21.5%から直近の令和4年（2022年）の23%と、微増で推移

している。

図表 1-1-2 本市の年齢区分別人口の推移

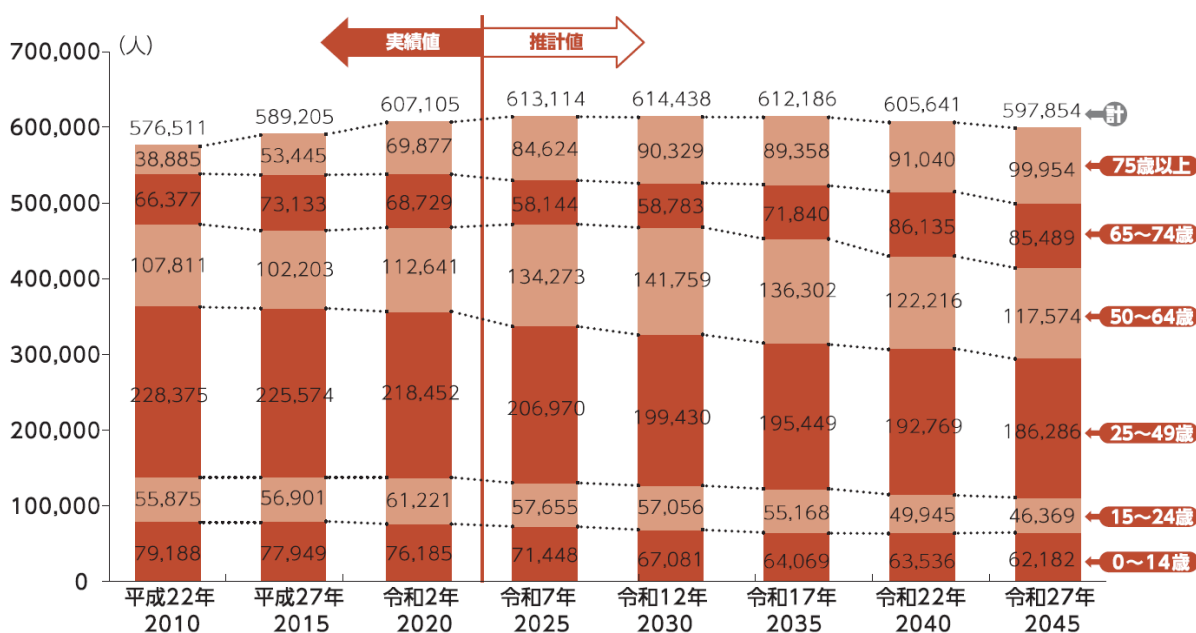


出所：住民基本台帳

イ) 川口市の将来人口推計

推計によると、本市の人口は令和12年(2030年)の614,438人をピークに減少に転じ、令和27年(2045年)には60万人を割り込むものと推計される。

図表 1-1-3 本市の年齢区分別将来人口推計



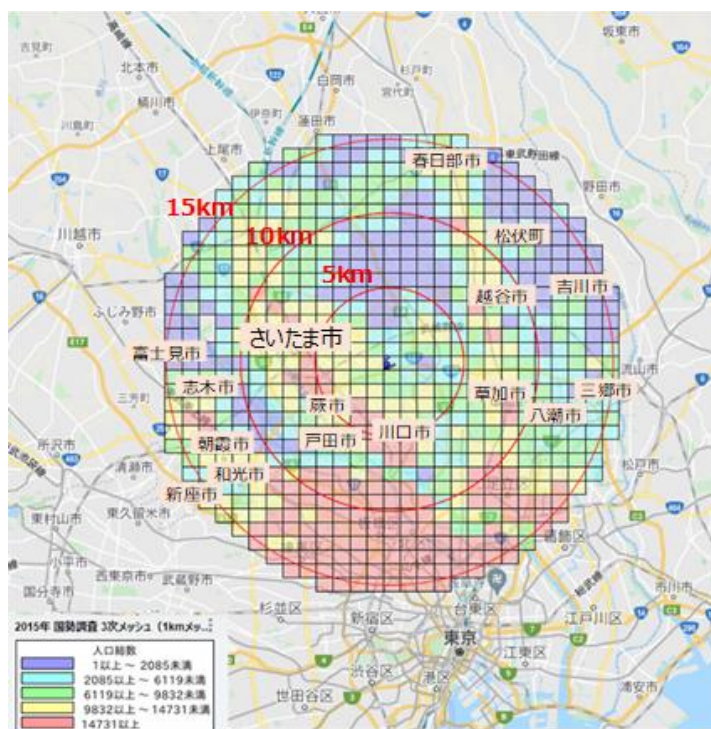
出所：川口市後期基本計画

※基準日は令和2年1月1日で、新型コロナウイルス感染症の影響等は排除されている。

ウ) 周辺人口の広がり

神根運動公園を中心地とし、5km、10km、15km圏で把握した人口分布は以下の通り。5km圏では川口市中心部が含まれ80万人程度の人口規模が見込める。10km圏ではさいたま市、15km圏に広げると東京都の北部地域まで含まれるため、多くの人口が今回の事業の対象となることが分かる。

図表 1-1-4 人口分布図



図表 1-1-5 周辺人口

圏域	主な都市	圏域内人口
5 km	川口市内、蕨市、さいたま市	807, 445 人
10km	さいたま市、草加市、戸田市	2, 937, 082 人
15km	東京都北区・足立区・練馬区 埼玉県：和光市、春日部市、三郷市	6, 396, 288 人

出所：川口市作成

(2) 対象地の基礎情報

① 地区の変遷

神根運動場の変遷について概観する。昭和46年(1971年)に北スポーツセンター及び神根西公民館が開設され、神根運動場は、平成6年(1994年)に設立し、野球場(4面)が整備された。その後、平成11年(1999年)にサッカー場兼ラグビー場及び少年サッカー場が整備され、平成13年(2001年)にターゲットバードゴルフ場が整備された。以後、今日に至るまで市民等のスポーツ振興の拠点として機能し続けている。

図表1-1-6 神根運動場の主なできごと

年	主なできごと
昭和46年(1971年)	北スポーツセンター及び神根西公民館開設
平成6年(1994年)	神根運動場設立(野球場(4面)整備)
平成11年(1999年)	サッカー場兼ラグビー場及び少年サッカー場整備
平成13年(2001年)	ターゲットバードゴルフ場整備

出所：川口市資料

② 土地条件等

ア) 位置

神根運動場及び神根公園は、JR武蔵野線の東浦和駅から南東方面に徒歩で約28分(2.2km)、JR京浜東北線の蕨駅から新井宿行きのバスに乗り、北スポーツセンターバス停から徒歩ですぐである。また、東京外環自動車道の川口中央出口から約1.1km、川口西出口から約2.4kmの位置にある。

図表1-1-7 神根運動場及び神根公園位置



出所：川口市資料

イ) 区域

神根運動場は約 11.9ha である。神根公園は約 2.7ha であり、「川口市都市公園条例」上の都市公園にあたる。

図表 1-1-8 配置図



出所：Googlemap より作成

図表 1-1-9 神根運動場及び神根公園の基礎情報

項目	内容
住所	埼玉県川口市大字神戸 767-1 他
敷地面積	神根運動場：約 11.9ha 神根公園：約 2.7ha 北側用地：公園区域予定面積：約 1.95ha
区域区分	神根運動場：市街化調整区域 神根公園：市街化調整区域 北側用地：市街化調整区域
建ぺい率	神根運動場内：50% (部分的に 60%) 神根公園内：22% 北側用地：50% (部分的に 60%)

項目	内容
容積率	神根運動場内:100%(部分的に 200%) 神根公園内:100% 北側用地:100%(部分的に 200%)
交通アクセス	電車: JR 武蔵野線 東浦和駅から徒歩 28 分 バス: JR 京浜東北線 蕨駅から約 20 分「北スポーツセンター」下車 自動車: 川口中央 IC から約 1.1km、川口西 IC から約 2.4km
周辺状況	川口市立北中学校、埼玉学園大学、埼玉県立川口北高等学校、川口市立在家中学校、川口市立在家小学校、川口幼稚園、川口短期大学、埼玉協同病院、神根福祉センター、川口市立グリーンセンター、イイナパーク川口、イオンモール川口
法的な位置付け	神根公園: 都市公園 (近隣公園)

出所: 川口市 HP 等

対象地は市街化調整区域であるため開発行為は原則禁止となるが、都市計画法 34 条が立地基準として列挙する 1 号から 14 号の要件を満たす場合のみ例外的に開発行為は許可される。市街化調整区域で例外的に許可される開発行為は、スプロール対策上支障がないものと多少の支障はあってもそれを許容すべき根拠のあるものに大別される。法 34 条 1~13 号はそれらを具体的に列挙し、14 号は一般的、包括的に定めている。

市街化調整区域において例外的に開発許可を認める内容とその趣旨については、以下のとおり。

【参考】都市計画法 34 条が定める立地基準

(市街化調整区域において例外的に開発許可を認める内容とその趣旨)

- | |
|---|
| <p>① <u>開発区域の周辺の地域において居住している者の日常生活のため必要な物品の販売、加工若しくは修理その他の業務を営む店舗、事業場</u>その他これらに類する建築物のための開発行為 (1 号)</p> <p>② 市街化調整区域内に存する <u>観光資源等の有効利用に必要な建築物</u>のための開発行為 (2 号)</p> <p>③ 温度、湿度、空気等について特別の条件を必要とする政令で定める事業の用に供する建築物のための開発行為 (3 号)</p> <p>④ <u>農林業若しくは漁業の用に供する建築物</u>の建築のための開発行為 (法 29 条 1 項 2 号と同趣旨) (4 号)</p> <p>⑤ 特定農山村地域における <u>農林業等の活性化</u>のための基盤整備の促進に関する法律による特例 (5 号)</p> <p>⑥ 中小企業者の行う他の事業者との <u>連携若しくは事業の共同化</u>又は <u>中小企業の集積</u>の活性化のための開発行為 (6 号)</p> <p>⑦ 既存の <u>工場での事業と密接な関連を有する建築物</u>で、<u>事業活動の効率化</u>を図るための開発行為 (7 号)</p> |
|---|

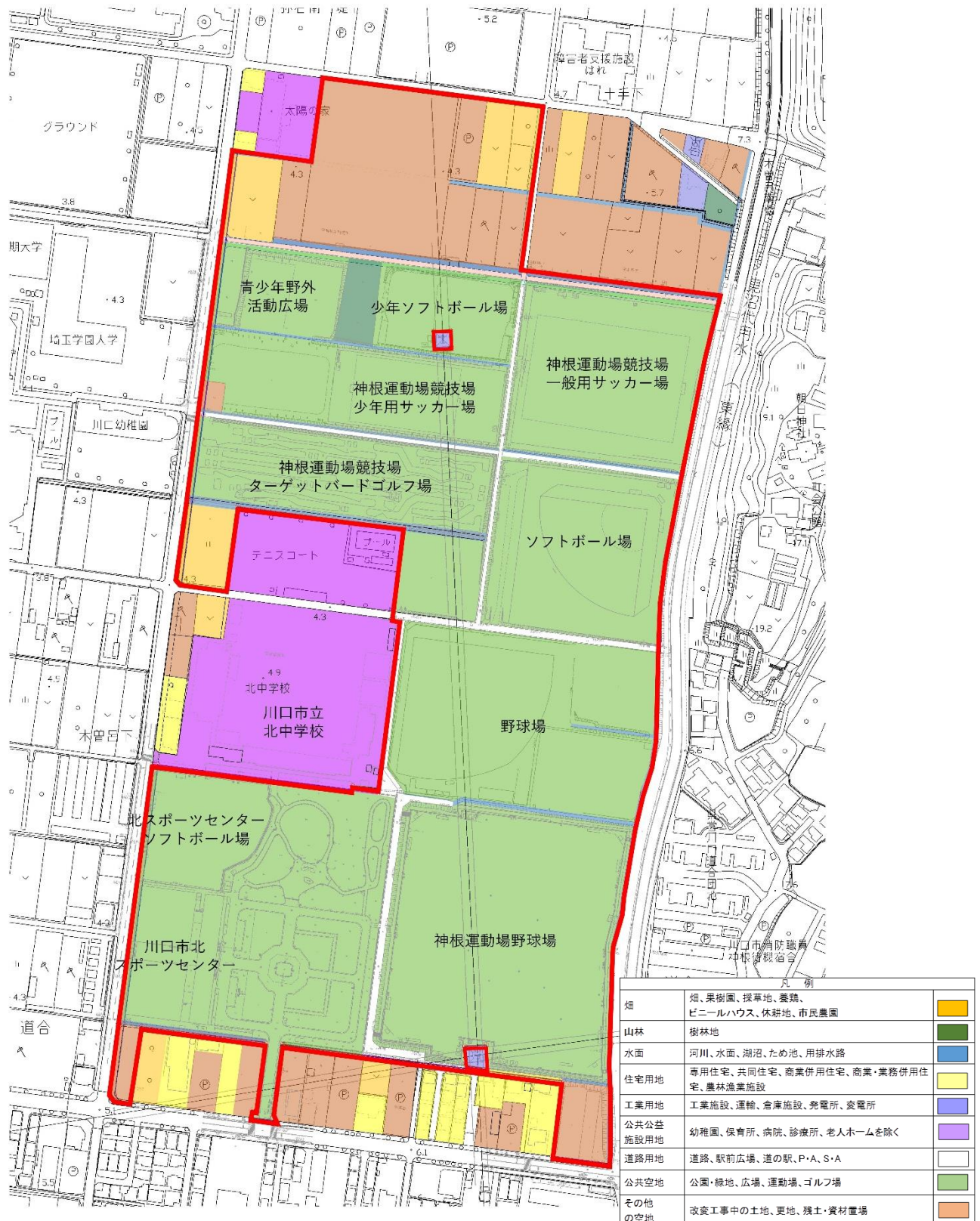
- ⑧ 危険物の貯蔵又は処理に供する建築物等を市街化区域内に立地することが適当でないため、市街化調整区域で許可するもの（8号）
- ⑨ 市街化区域、市街化調整区域を問わず立地すべき建築物（例えば道路管理施設、休憩所、給油所等）（9号）
- ⑩ 地区計画又は集落地区計画の区域内において、その計画に適合する開発行為（10号）
- ⑪ 市街化区域に隣接し、又は近接し、かつ、自然的社会的諸条件から市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域であっておおむね **50 以上の建築物が連たんしている地域**のうち、政令で定める基準に従い、都道府県の条例で指定する土地の区域内において行う開発行為で、予定建築物等の用途が、開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障があると認められる用途として都道府県の条例で定めるものに該当しないもの（11号）
- ⑫ 開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる開発行為として、政令で定める基準に従い、都道府県の条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定められたもの（12号）
- ⑬ 市街化調整区域に関する都市計画決定された際、既に自己用建築物の建築等の目的で土地又は土地の利用に関する権利を有していた者について、その権利の行使を保障するため経過的な措置として、5年間に限り開発行為を認めるもの（13号）
- ⑭ 前各号に掲げるもののほか、都道府県知事が開発審査会の議を経て、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認める開発行為（14号）

③ 地区および地区周辺の状況

ア) 土地利用状況

地区内は大半が運動場であり、地区北部には駐車場や休耕地等の未利用地が多くみられる。また、地区周辺には沿道に戸建て住宅のほか中学校や福祉施設等が立地している。

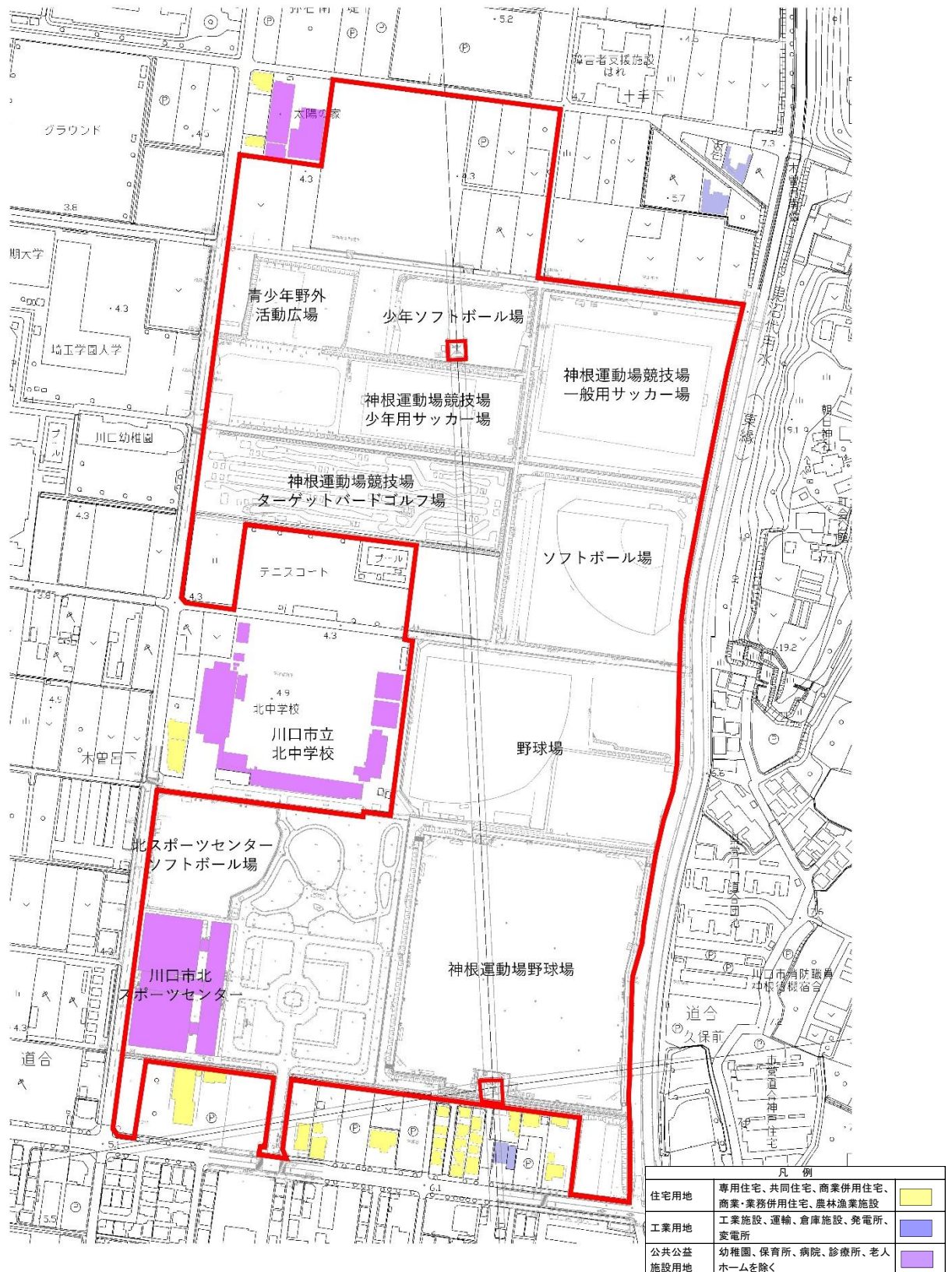
図表1-1-10 土地利用状況



イ) 建築物の立地状況

地区内には川口市北スポーツセンター以外の建築物は立地しておらず、地区周辺には戸建て住宅や公益施設等が立地している。また、市道神根第45号線(たたら荘前通り)の沿道には戸建て住宅がまとまって立地している箇所がみられる。

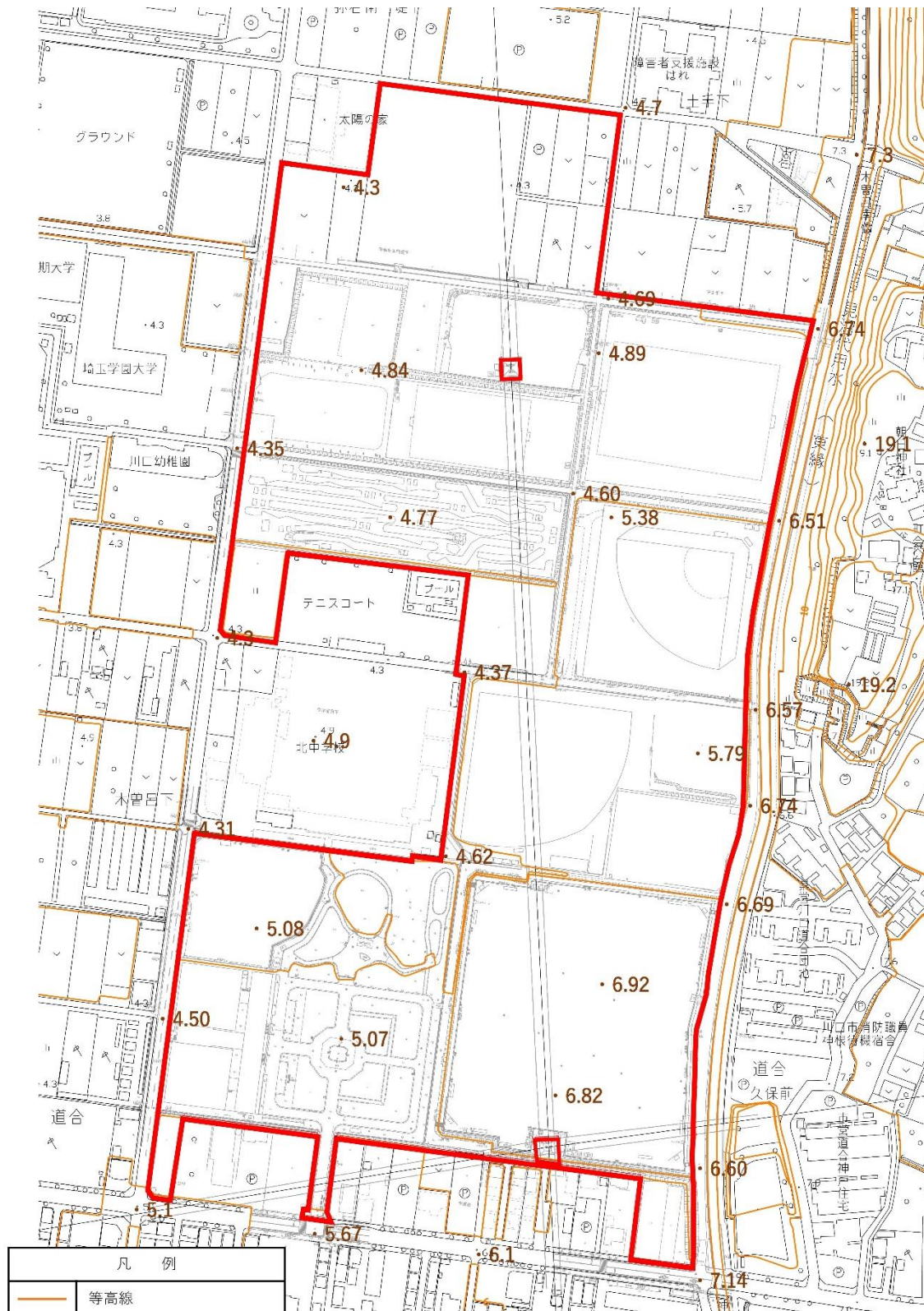
図表1-1-1 建築物の立地状況



ウ) 地形

当地区は見沼代用水の東側に位置する安行台地(大宮台地)と、芝川に挟まれた低地部となっており、地区内は概ねTP+4.3程度の平坦地となっている。また、地区内においては土地利用に応じて盛土が行われている。

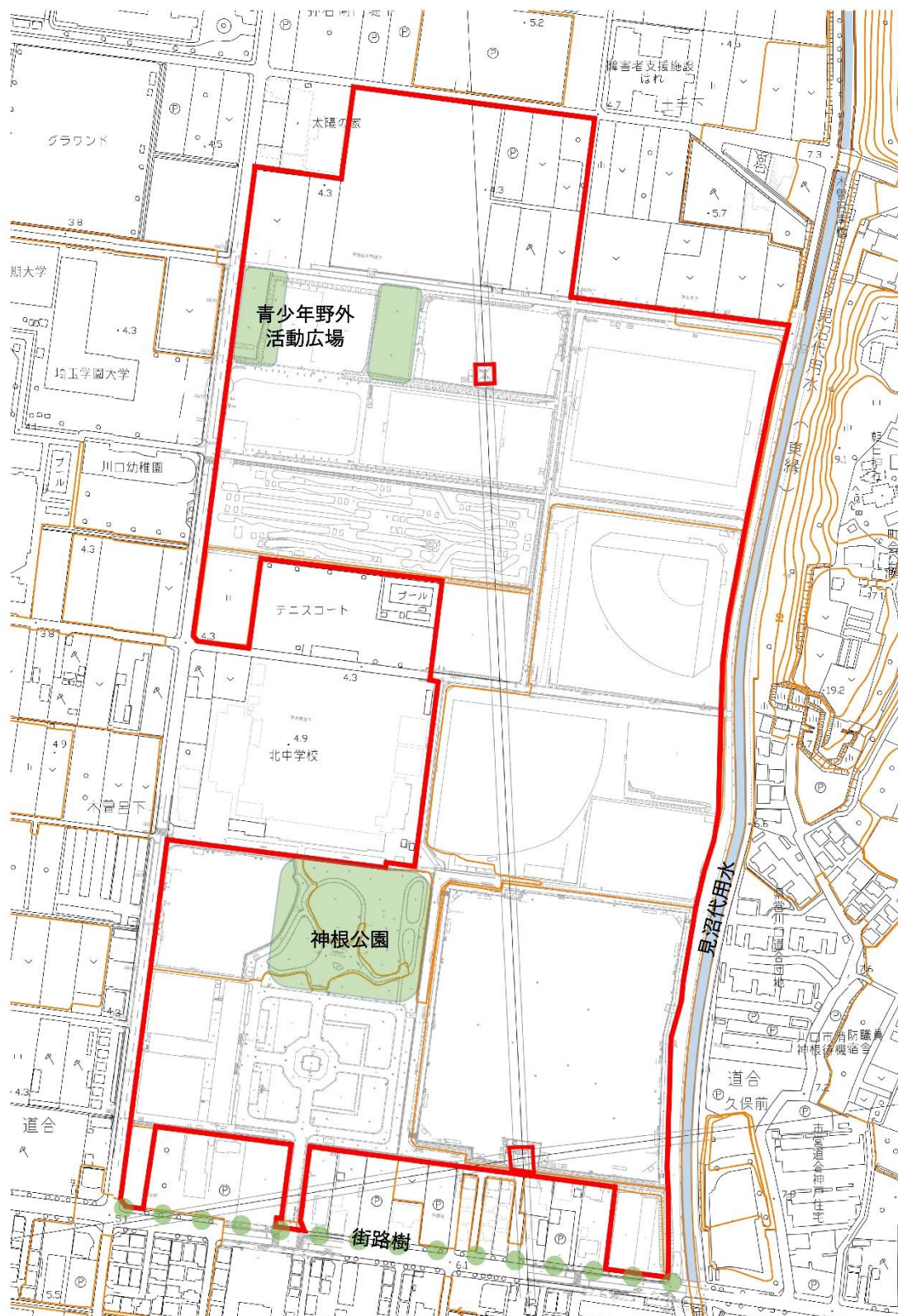
図表1-1-12 等高線



エ) 植生状況

地区内には神根公園内の樹木のほか、青少年屋外活動広場周辺の樹木や市道幹線第45号線沿いの街路樹が確認できる。また、見沼代用水に沿って緑のヘルシーロードが整備されている。

図表1-1-13 植生状況



才) 土地所有状況

地区内は大半が川口市所有地となっているが、地区北部や南東部の一部に民有地が存している。また、地区北部及び南部に鉄塔用地として民有地が1筆存している。

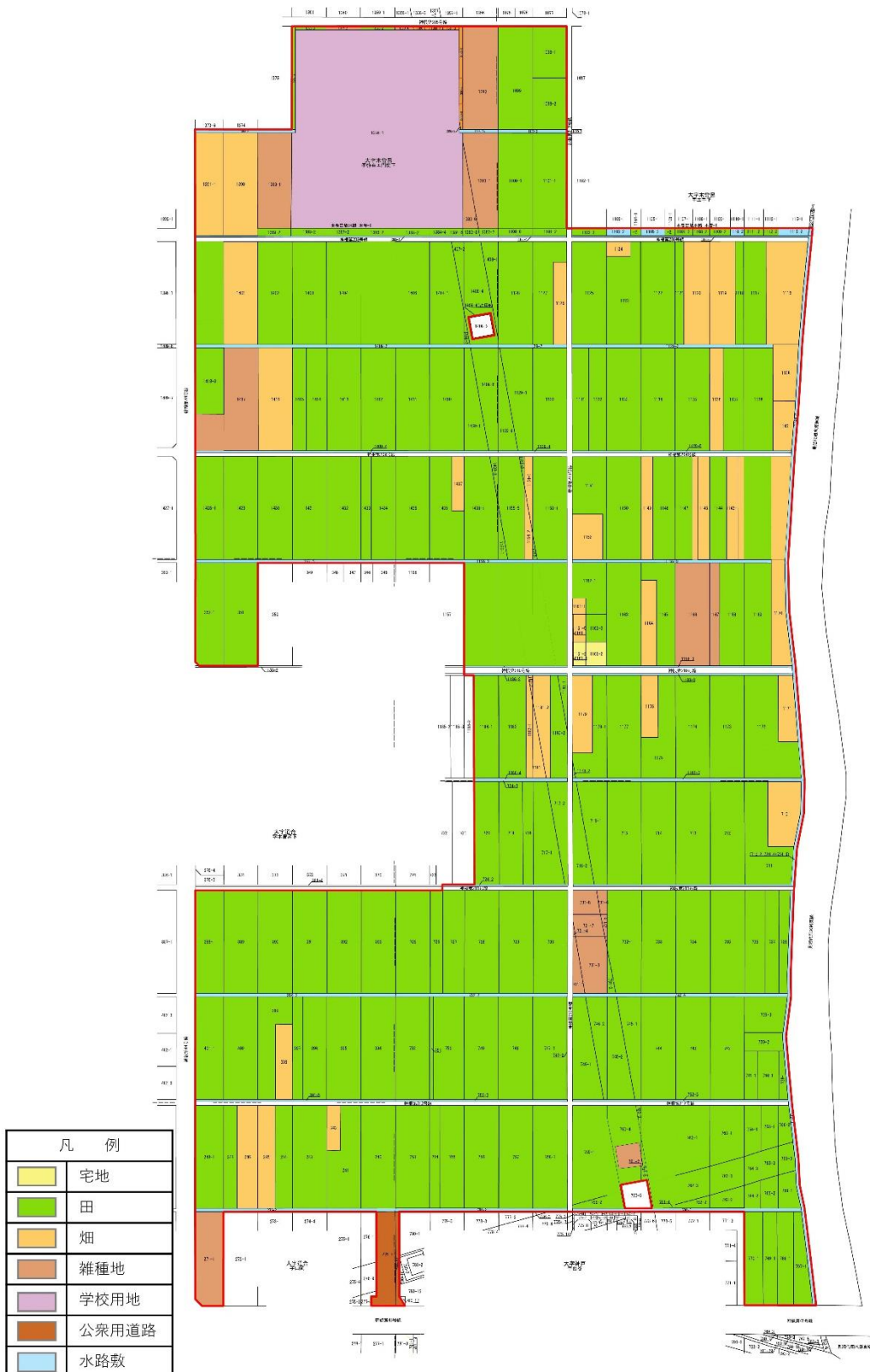
図表1-1-14 土地利用状況



カ) 現況地目

地区内筆の地目としては田と畑が大半となっているが、前述した通り、土地利用現況は運動場もしくは休耕地となっている。また、神根第45号線や神根第44号線沿道の一部においては、宅地や雑種地がみられる。

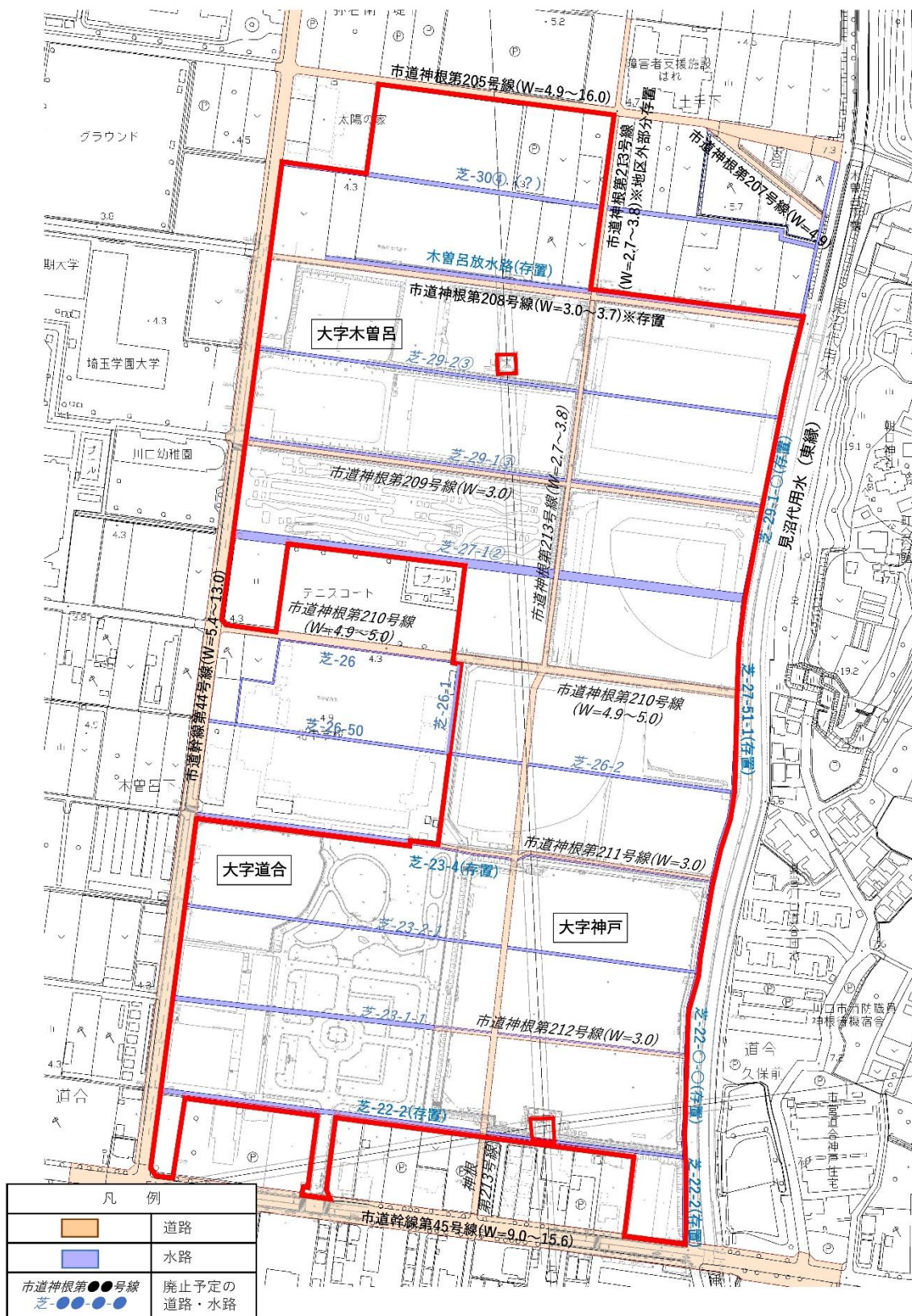
図表1-1-15 現況地目



キ) 道路・水路の状況

地区の南側には市道幹線第45号線が整備されており、地区西側には市道幹線第44号線、地区北側には市道神根第205号線が整備されているほか、地区内には市道が6本存している。また、水路は東西方向に10本あり、地区東端沿いにも1本存している。

図表1-1-16 道路・水路の状況



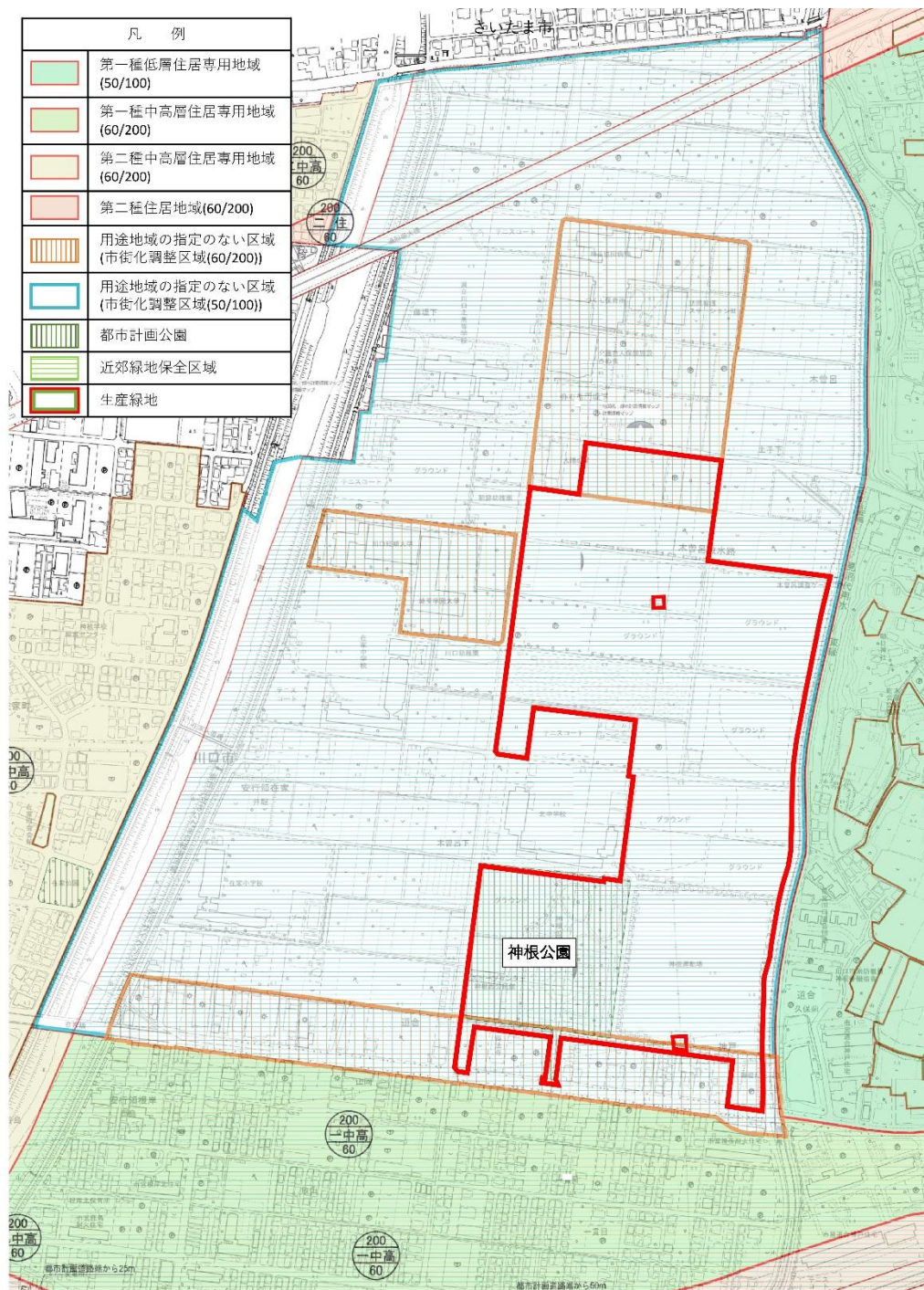
ク) 用途地域

当地区は東側が第一種低層住居専用地域、南側は第一種中高層住居専用地域に隣接した市街化調整区域(50/100)である。現状で土地利用が図られている範囲では部分的に60/200となっている。

ケ) 公用制限関係

当地区を含む周辺地域は、近郊緑地保全区域(安行近郊緑地保全区域)に指定されており、建築物その他の工作物の新築、改築又は増築や宅地の造成等を行う場合には、川口市長への届出が必要となっている。

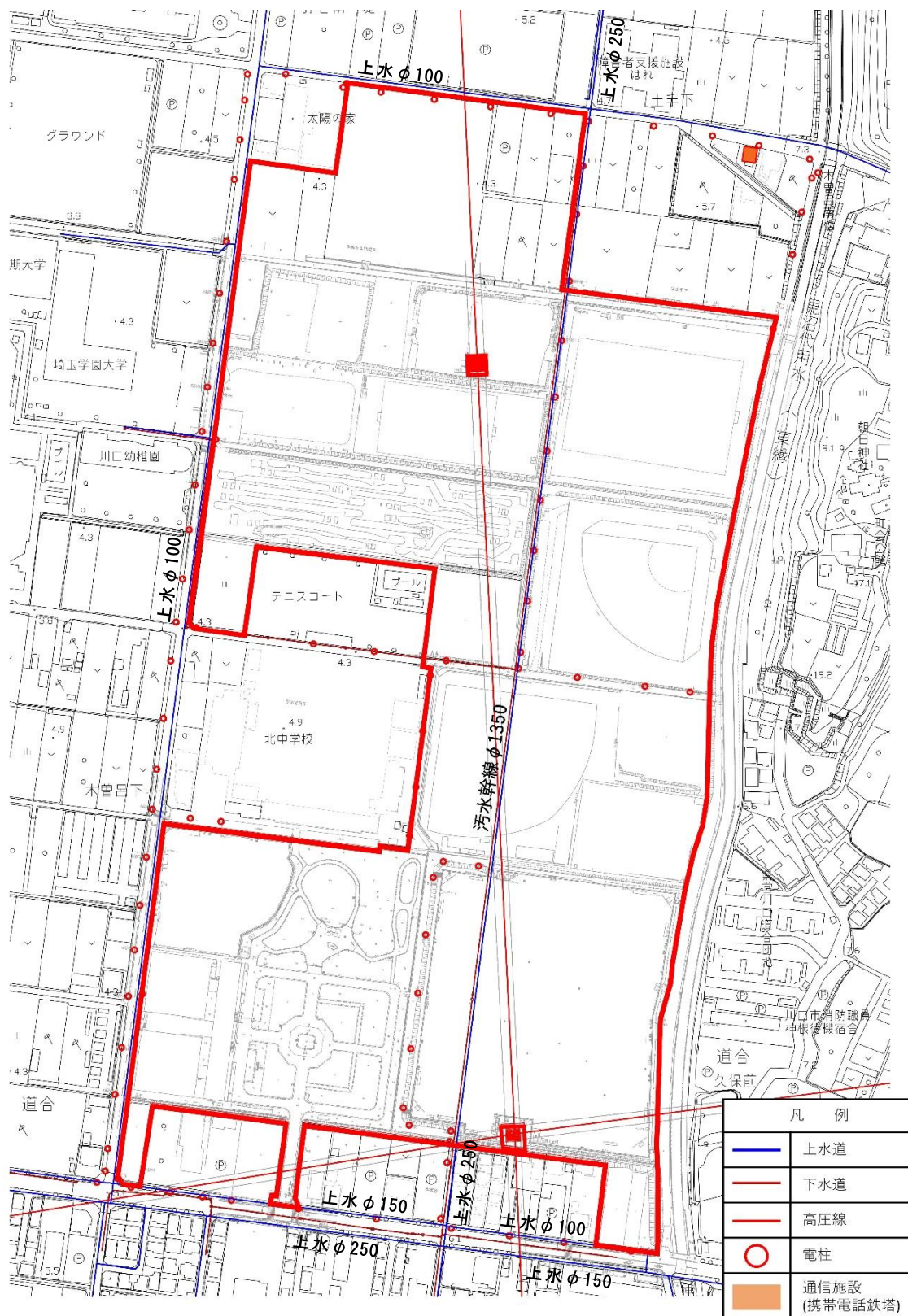
図表 1-1-17 用途地域



コ) 電気・上水道・下水道等

地区内には鉄塔が立地しており、高圧線が東西南北に走っているほか、地区中央に汚水幹線(φ1350)が南北に走っている。上水道は北・西・南側にφ100~250mmの管が存在し、また、地区周辺(北東部)には通信施設が立地している。

図表1-1-18 電気・上水道・下水道等の状況



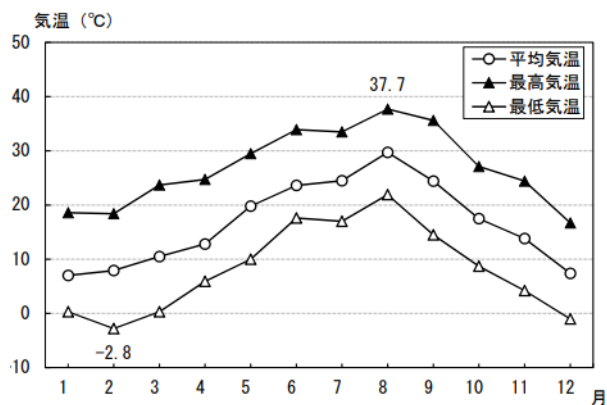
④ 自然条件

ア) 気象

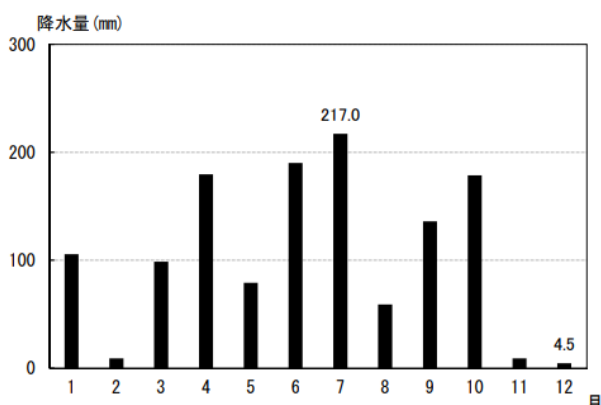
令和2年の川口市の月別気温は図表1-19の通りであり、年平均気温は16.5℃、最高気温37.7℃（8月）、最低気温-2.8℃（2月）が記録されている。

令和2年の月別降水量は図表1-20の通りであり、年間降雨量が1265.5mm、月の最高降水量は217.0mm（7月）、最低降水量は4.5mm（12月）であった。

図表1-1-19 月別気温(令和2年)



図表1-1-20 月別降水量(令和2年)



出所：川口市 環境保全行政の概要（令和3年版）

また、熊谷地方気象台による埼玉県的气候の特徴としては、以下が挙げられている。

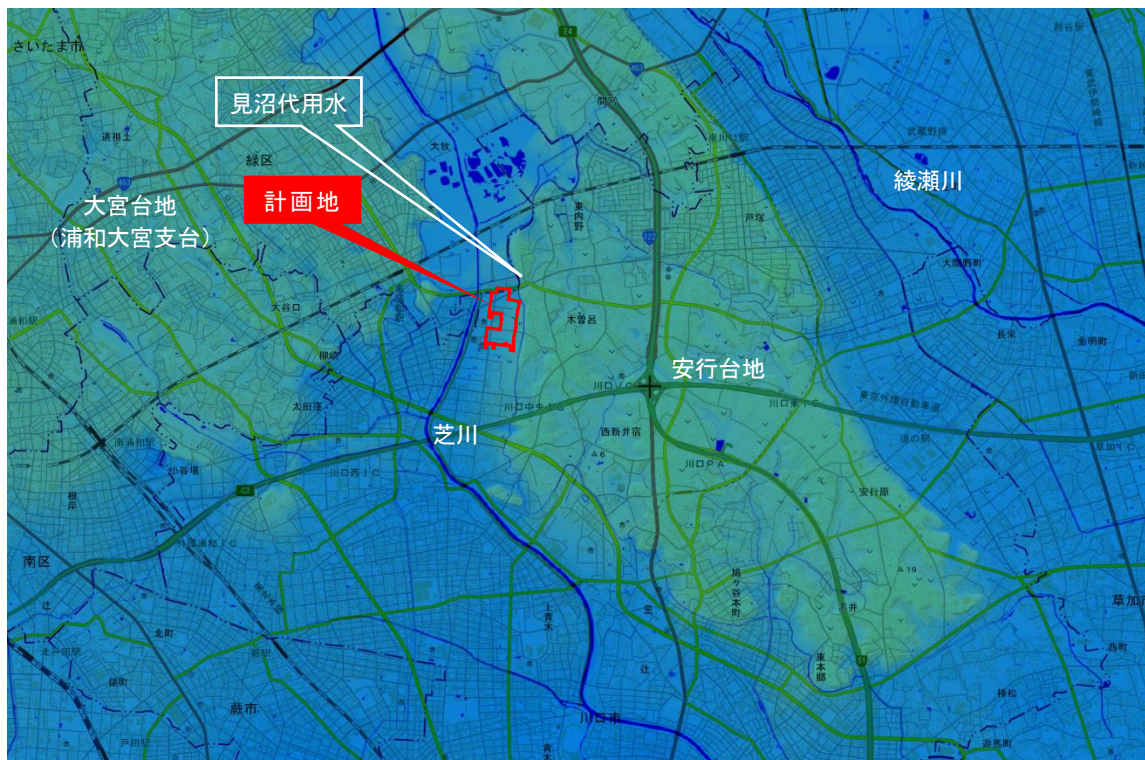
- ・埼玉県の気候は、太平洋側気候に属する
- ・冬は北西の季節風が強く、晴天の日が多くて空気が乾燥
- ・夏は日中かなりの高温になり、雷の発生が多く、降ひょうも多い
- ・梅雨と秋霖（しゅうりん）のころは曇りや雨の日が多く雨季のごとき現象を呈する。
- ・南部の冬の北西の季節風は比較的弱い。朝の冷え込みは比較的弱いいため、冬においても、県内では暖かい地域といえる。

出所：熊谷地方気象台HP [熊谷地方気象台 \(jma-net.go.jp\)](http://jma-net.go.jp)

イ) 地形・地質

事業対象地は市の北東部に位置する安行台地（大宮台地）の西側、芝川が流れる低地に位置し、安行台地との縁辺部には、見沼代用水が流れており、用水沿いには、連続した斜面林が多く残っている。低地部分の標高はおよそT.P. 5m、台地上部はおよそT.P. 15mであり、高低差は約10mとなっている。

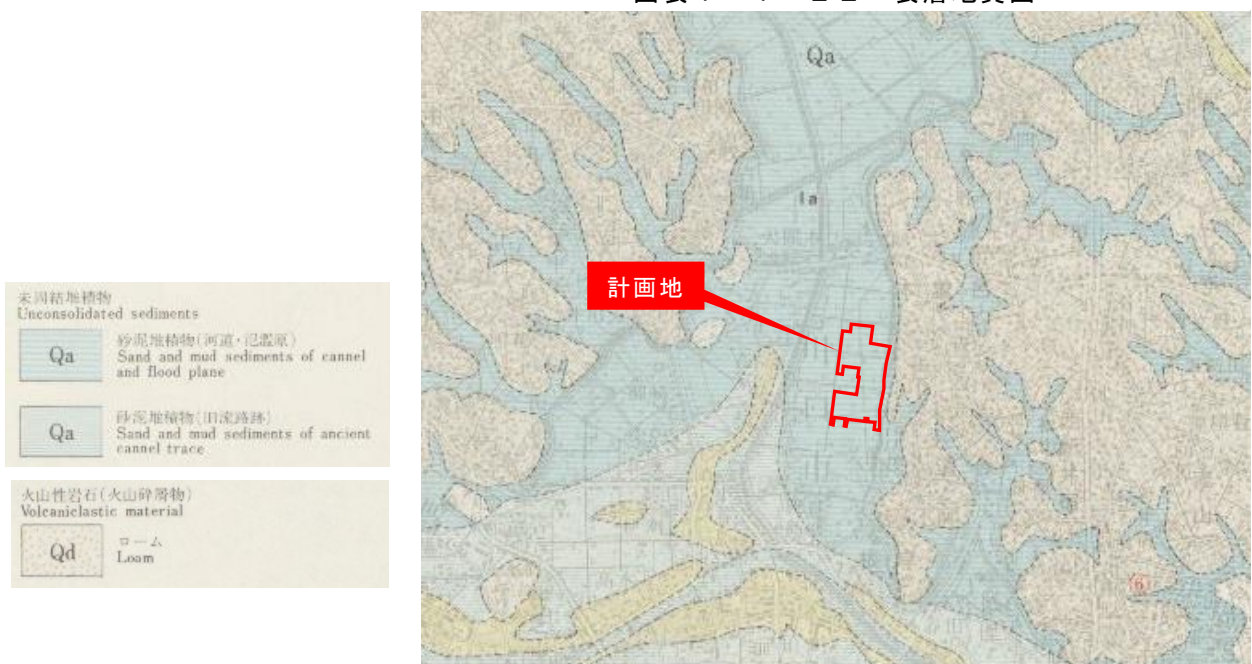
図表 1-1-21 標高地形図



出所：国土地理院 デジタル標高地形図 [主題図\(地理調査\)](#) | [国土地理院 \(gsi.go.jp\)](http://gsi.go.jp)

安行台地は関東ローム層の火山灰土で覆われ、小河川や水路によって細かな谷が複雑に発達している。計画地が位置する芝川沿いの低地は河川の氾濫によって生じた氾濫低地であり、軟弱な粘土やシルトによる砂泥堆積物が厚く分布している。

図表 1-1-22 表層地質図



出所：国土交通省 GIS ホームページ [5万分の1都道府県土地分類基本調査\(埼玉県\)](#)
(mlit.go.jp)

ウ) 水系

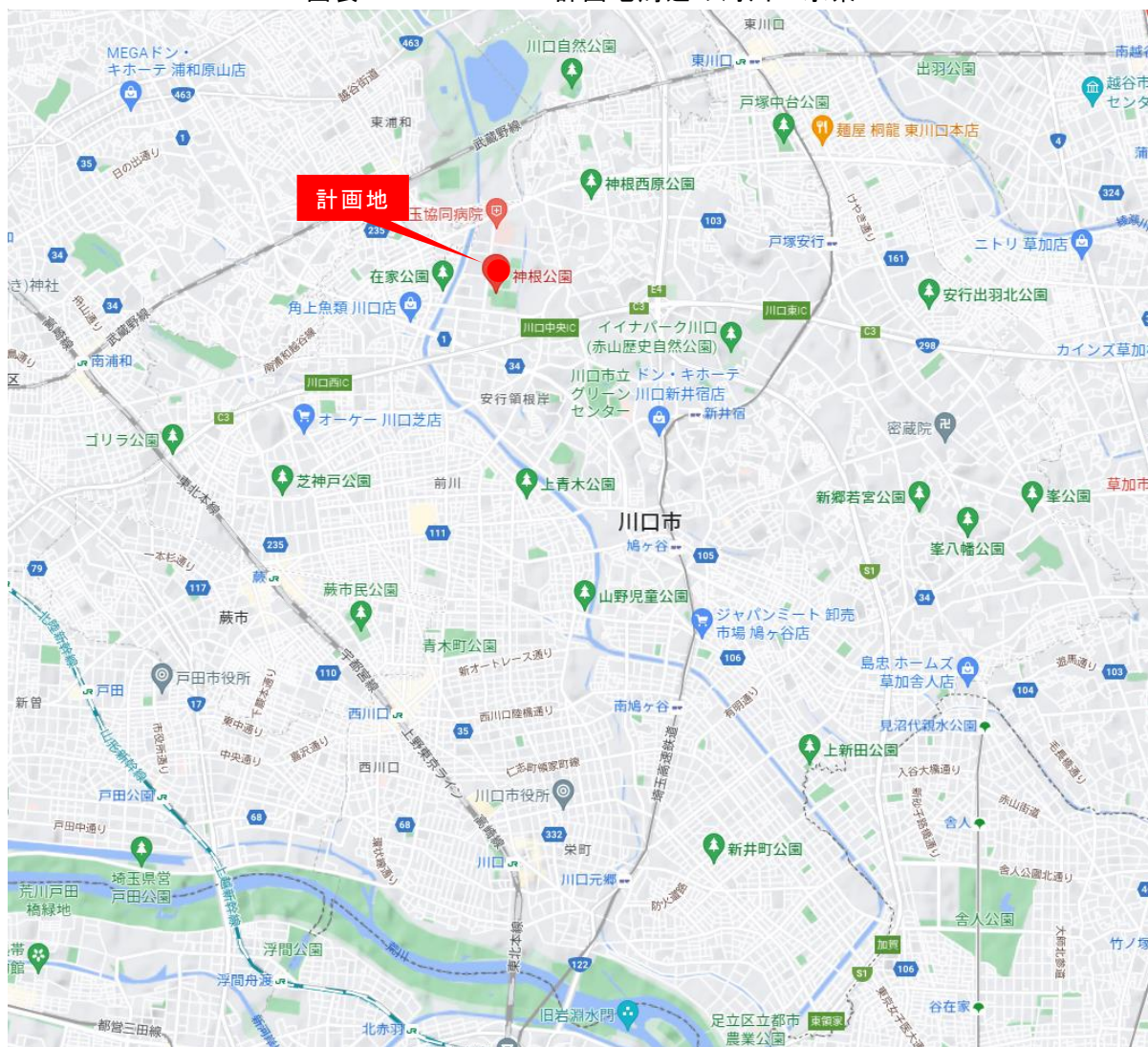
市域の南側に荒川、中央に芝川・新芝川、東側に綾瀬川が流れており、その間に低地と、北東部に位置する安行台地（大宮台地）が存在する。低地と台地との縁辺部には、見沼代用水などの水路が流れ、本市の地形の特徴の一部となっている。

計画地西側の芝川は荒川水景の支流の一級河川であり、上流では「見沼田んぼ」のほぼ中央を流れ、計画地上流約2kmのさいたま市域には芝川第一調節池が存在する。計画地の下流の青木水門で芝川と新芝川（荒川放水路）に分かれる。

計画地東沿いの見沼代用水は利根川から水を引いた農業用水路として江戸時代の見沼田んぼの開発時に作られたものであり田んぼの東西に作られた水路の東縁にあたる。

計画地東側の安行台地は、細かく入り組んだ谷部に小河川や水路が点在し、また台地斜面からの湧水も複数個所に存在している。

図表1-1-23 計画地周辺の河川・水系



出所：Google マップ

エ) 景観

川口市では市全域を景観計画の対象（景観計画区域）に指定し、市の「目指すべき景観の姿」として「多様な景観で創られる水と緑の美しい都市」を掲げている。この目指すべき姿を実現するために、市域をいくつかのゾーンや地域に区分し、個別に景観形成の方針を示している。

計画地は台地の「樹園都市ゾーン」に位置付けられ、自然系の景観軸（安形台地の斜面林）と、都市系の景観軸（幹線道路）に隣接している。

台地景観においては、「現況の農地、斜面林、樹林等を保全し・・・(中略)・・・、全体として緑豊かな景観を目指す」等が、また台地周辺の斜面林では、「斜面林の保全や宅地の緑化、修景等により、様々な緑をネットワークさせることで緑の軸の形成」等が景観形成方針として挙げられている。また、幹線道路の軸の景観においては、「街路樹や緑地帯の整備に努め、沿道の敷地内緑化の推進を図り」とされている。

図表 1-1-24 目指すべき景観の方針



出所：川口市景観計画(改訂版)

また、地域区分では「神根地区」に該当し、地域ごとの景観形成の方針は以下の通りとなっている。

図表 1-1-25 景観形成の方針

神根地域	緑の生産・活用と生活が調和した個性あるまち	緑化産業等と住宅が共存する地区として、地区を特徴づける緑の景観の保全と、緑豊かな住環境と農地を主体とした緑化産業景観が調和した景観の形成を目指します。
------	-----------------------	---

出所：川口市景観計画(改訂版)

これらのことから、地域外にある既存の緑や斜面林等との調和を図りつつ、広域的な緑のネットワークの形成にも寄与するような、計画地内の緑の質・量の拡充が重要と考えられる。

また、計画地の東側には見沼代用水沿いに遊歩道・サイクルロードと桜並木があり、市民にとっての憩い・散策空間であると同時に、重要な景観資源と考えられる。これらの敷地沿いの資源との調和も重要となる。



一方、川口市景観計画においては、計画地における建築物の高さの限度が10m（区域区分：市街化調整区域／容積率 100%）と定められている。本計画においては、市施設並びに県施設の双方が、当該高さを超過することが想定されているため、川口市景観形成委員会に、景観形成基準のうち高さの最高限度の適用除外を諮問する必要がある。

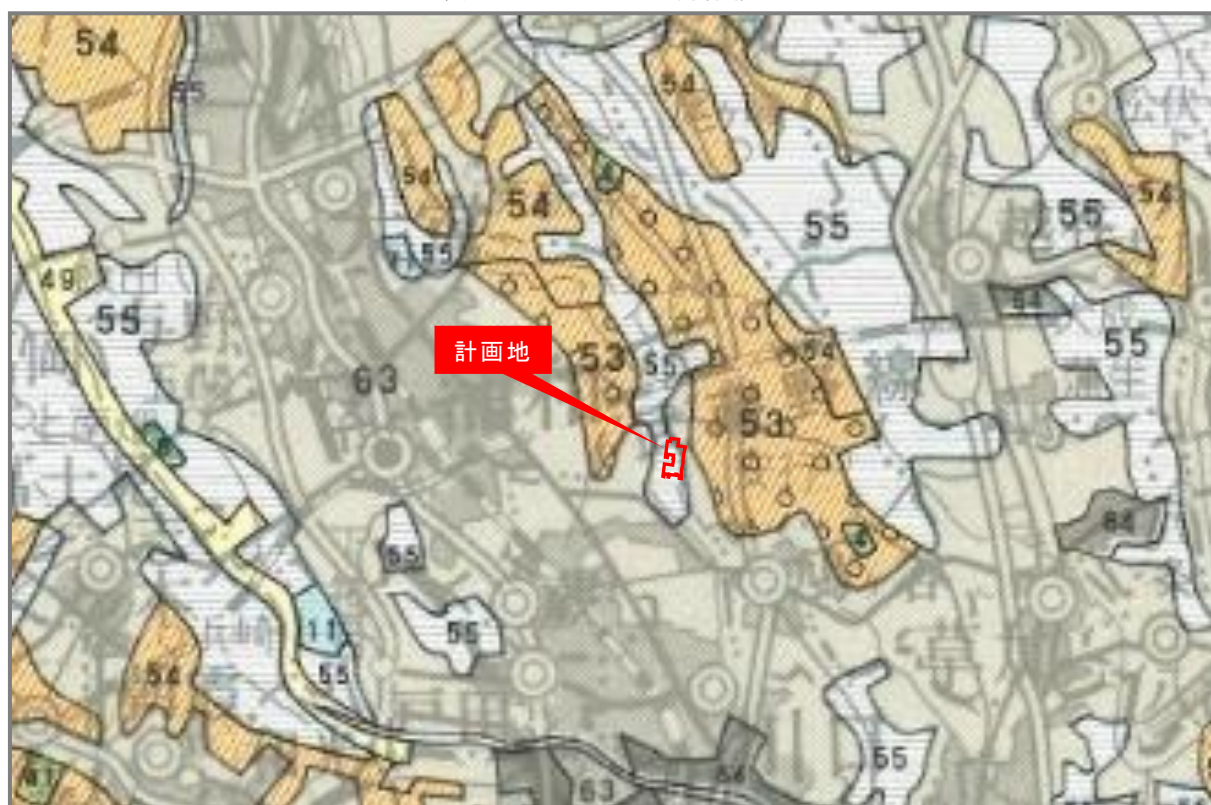
オ) 周辺緑地の状況・植生

現存植生図では、計画地は市街地および川沿いの植生である「ウリカワ-コナギ群集、コブナグサ群落」と分類されており、安行台地部は「落葉果樹園、桑畑、苗圃」に分類されている。

計画地内は既存神根公園内にまとまった樹木群が見られるが、神根運動場は、土系舗装や草地のグラウンドが主であり、競技エリア外周部に高木・中木の植栽が見られる。

計画地東側の見沼代用水に沿って桜並木と安行台地の斜面林が連なる。斜面林は元々は薪炭林として利用されていた雑木林と考えられ、現在は放置が続き、二次遷移が進みつつある状況と推察される。高木層の主な構成種はスダジイ、クヌギ、コナラ、アカシデ等と考えられ、低木層および草本層は市内に広く分布しているジャノヒゲ、ヤブコウジ、スイカズラ等をはじめとし、多数の種が含まれていると考えられる。

図表 1-1-26 現存植生図



53	落葉果樹園，桑畑，苗圃 Sommergrüne Obstgärten, <i>Morus bombycis</i> -Gärten, Baumschule
55	ウリカワ-コナギ群集，コブナグサ群落 Sagittario-Monochorietum, <i>Arthraxon hispidus</i> -Gesellschaft
63	市街地 Siedlungen und Städten

出所：日本植生誌 関東「関東地方現存植生図」宮脇昭編著 平成1年 至文堂

カ) 生き物

平成 22 年に実施したイイナパーク川口（赤山歴史自然公園）周辺の生物調査によると、本市の台地周辺の斜面林においては、オオタカ、ノスリ、チョウゲンボウ（鳥類）や、ホンドタヌキ（哺乳類）、ヤモリ（爬虫類）、ウラギンシジミ（昆虫類）等が確認されており、計画地東側の安行台地の斜面林も同じような生き物が存在すると考えられる。

令和 3 年度の川口いきもの調査結果で、神根地区で確認された主な生き物は、下表の通りである。また、現在の神根公園・神根運動場は草地も多く、昆虫類の生息環境となっているものと考えられる。

図表 1-1-27 令和 3 年度 川口生き物調査結果にて神根地区で確認されたいきもの

類	種名または目名
鳥類	カルガモ、コガモ、カイツブリ、カンムリカイツブリ、キジバト、ヨシゴイ、アオサギ、ダイサギ、チョウダイサギ、コサギ、バン、オオバン、コチドリ、ハイタカ、オオタカ、サシバ、フクロウ、カワセミ、チョウゲンボウ、モズ、カケス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ヤマガラ、シジュウカラ、ツバメ、ヒヨドリ、ウグイス、エナガ、メジロ、オオヨシキリ、ムクドリ、コムクドリ、シロハラ、ツグミ、ルリビタキ、ジョウビタキ、スズメ、キセキレイ、ハクセキレイ、カワラヒワ、シメ、ホオジロ、カシラダカ、アオジ
爬虫類	アオダイショウ、シマヘビ、ヒガシニホントカゲ、ニホンカナヘビ
両生類	ウシガエル、アズマヒキガエル
魚類	モツゴ、カダヤシ
昆虫類	ハチ目、チョウ目、ハエ目、コウチュウ目、カメムシ目、バッタ目、カマキリ目、トンボ目、シリアゲムシ目 の昆虫類
甲殻類	スジエビ、アメリカザリガニ
クモ目	ジョロウグモ

出所：令和 3 年度 川口いきもの調査結果

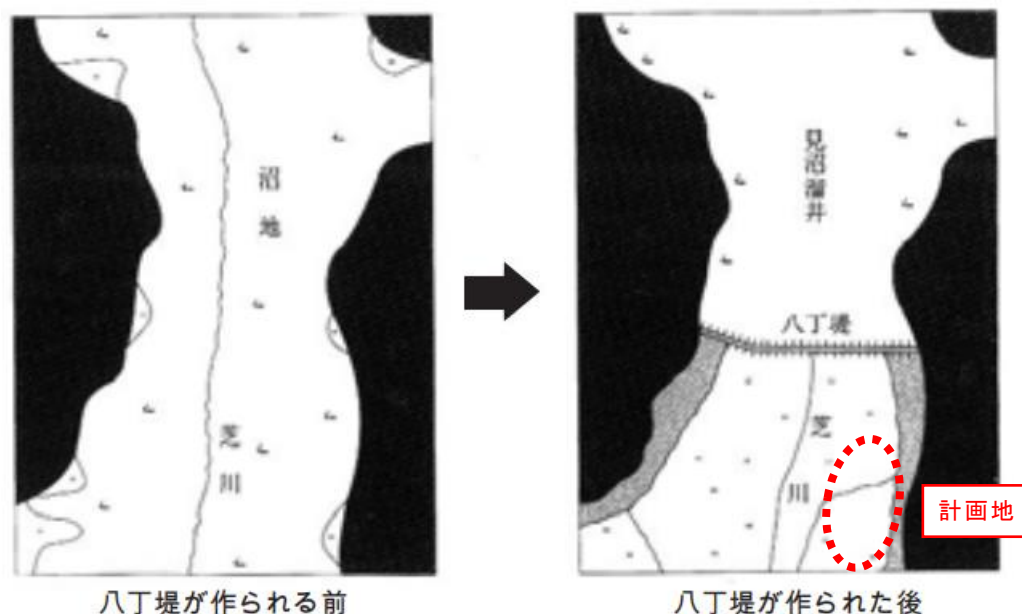
<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/material/files/group/228/R3ikimonolist.pdf>

⑤ 人文条件

ア) 歴史

計画地を含む芝川沿いの低地は、江戸時代以前は低湿地や沼地であったと考えられる。1629年に徳川家康の命によって、計画地北側のさいたま市大間木の附島と川口市の木曾呂を結ぶ「八丁堤」が作られ、それにより堤の北側には灌漑用水となる芝川をせき止めた溜池が完成し、堤の南側は主に水田として利用されるようになった。

図表 1-1-28 八丁堤形成前後



出所：見沼新時代へ [untitled \(city.saitama.jp\)](http://untitled.city.saitama.jp)

原典：見沼 その歴史と文化 浦和市郷土博物館

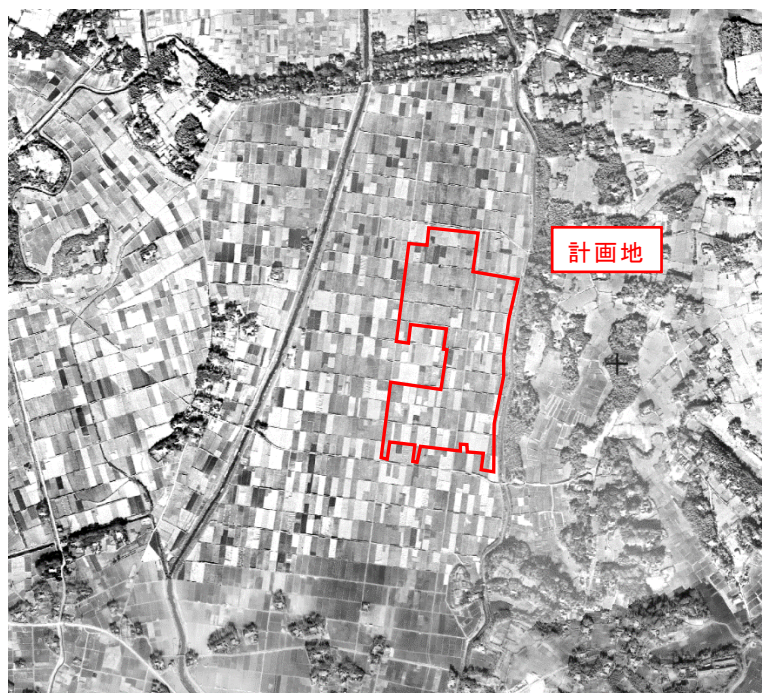
その後、1728年には徳川吉宗の命によって、「八丁堤」は撤去され、利根川から見沼代用水西縁・東縁を掘って水を引くことで、芝川沿い上流側を「見沼田んぼ」とし、稲作が行われるようになった。

江戸時代の川口は市のほとんどが幕府直轄領であり、上記の灌漑治水により農業が発展した。1650年頃からは安行の植木・苗木の栽培が発展してきた。その後1728年の「見沼代用水路」の開削による舟運と陸上交通の整備に伴って商品の流通が盛んになり、江戸中期以降は鋳物産業が発展してきた。

計画地が位置する神根地区は、明治22年に12の村（安行領根岸村・安行領在家村・道合村・神戸村・木曾呂村・東内野村・石神村・西新井宿村・新井宿村・赤山村・源左衛門新田・赤芝新田）が合併して誕生した神根村を起源とし、「神根」の名は根岸村の「根」、神戸村の「神」を取って決められたと伝えられる。昭和8年に川口町・横曽根村・南平柳村・青木村の1町3村が合併して川口市が誕生し、昭和15年に、神根村は芝村・新郷村と共に川口市へ合併した。現在の地区名や大字名は、神根村およびそれ以前の村名が引き継がれている。

下の写真の通り、計画地周辺は明治以降、昭和に入っても主に水田利用が継続し、計画地の南側や芝川の西側に屋敷林を持った住居が存在していた。

図表 1-1-29 1945年～1950年の計画地周辺写真



出所：地理院地図 [地理院地図](#) / [GSI Maps](#) | [国土地理院](#)

1970年頃までは同様の状況が続き、その後は神根公園や北中学校、川口北高校が建設され、水田の宅地化や、畑地への変化が進んできている。

図表 1-1-30 1987年～1990年の計画地周辺写真





出所：地理院地図 [地理院地図](#) / [GSI Maps](#) | [国土地理院](#)

イ) 史跡・名所・文化財

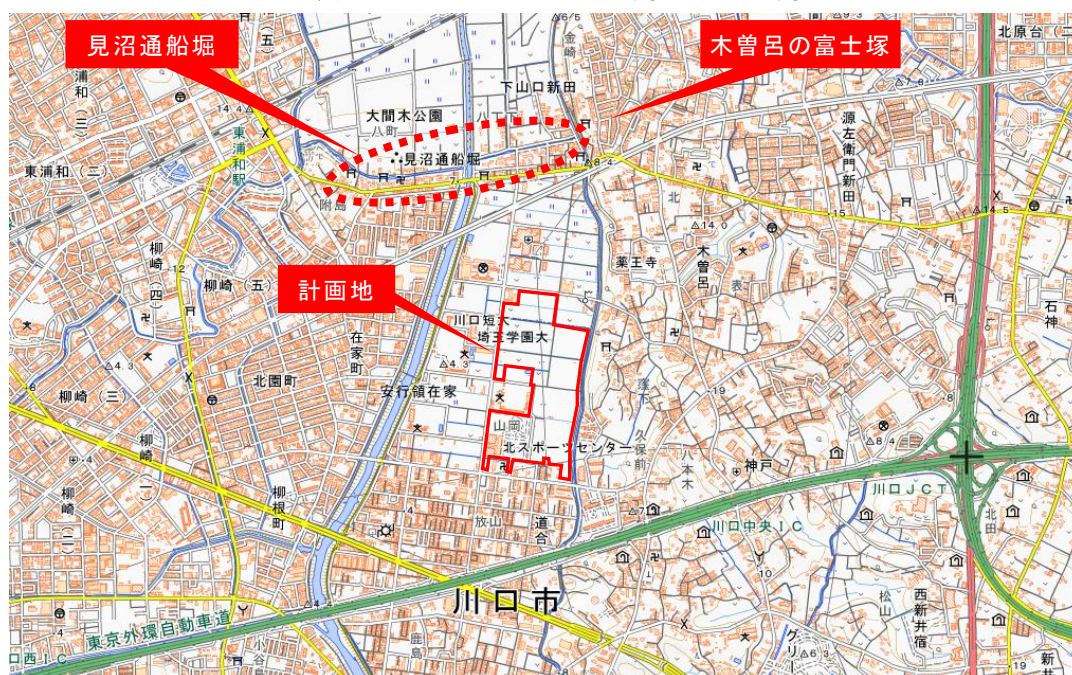
計画地が位置する大字神戸・大字道合・木曾呂の各地区内には、川口市の指定文化財は存在しない。計画地の北に「木曾呂の富士塚」と、さいたま市へ繋がっている「見沼通船堀」があり、その概要は以下の通りである。

図表 1-1-31 川口の文化財

名称・種別・住所	概要	写真
木曾呂の富士塚 国指定 重要有形 民俗文化財 大字 東内野 594	木曾呂の富士塚は、地元で「ふじやま」・「木曾呂浅間」と称され、寛政 12 年(1800)に富士講の一派である丸参講の信者である蓮見知重の発願により見沼代用水東縁と見沼通船堀の連絡点の崖上に築造されたものです。現存する県内最古の富士塚です。高さ(盛土部)5.4m、直径 20m を測り、塚全体が盛土で築かれており、火口・お中道・胎内めぐりの穴などが設置され、富士講築造の富士塚としては県内最古のものです。	
見沼通船堀 国指定 史跡 大字 東内野 594 他	見沼通船堀は、井沢弥惣兵衛為永により、享保 16 年(1731)に東西の見沼代用水と芝川を結んでつくられた我が国最古の閘門式運河です。この運河の完成により見沼田圃が造成され、付近は豊かな農村へと変貌を遂げました。東端の台地に築かれた木曾呂の富士塚は、富士信仰の遺産であるとともに、通船堀の恩恵を受けた文化遺産でもあります。	

出所：川口の文化財 [川口の文化財 地域で探す - 神根地区 \(kawaguchi-bunkazai.jp\)](http://kawaguchi-bunkazai.jp)

図表 1-1-32 計画地周辺の文化財



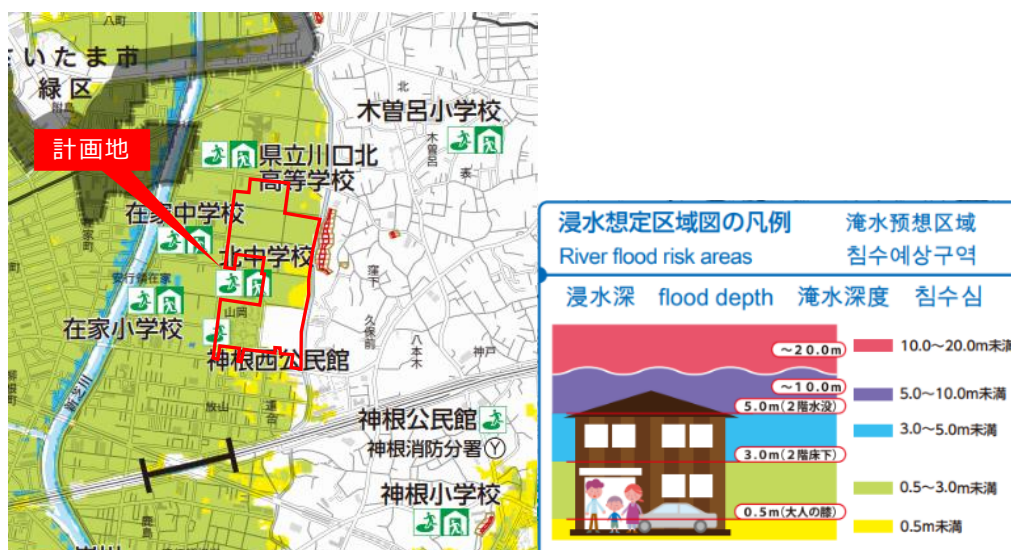
出所：地理院地図 [電子国土基本図 \(地図情報\) | 国土地理院 \(gsi.go.jp\)](http://gsi.go.jp)

⑥ 災害予測と防災上の位置づけ

ア) 洪水ハザードマップ

本市は多くの河川に囲まれており、隣接する荒川や市内を流れる芝川・新芝川だけでなく、利根川等の離れた河川からも氾濫した水が流れてくる。荒川の堤防の決壊等が発生した場合に想定される浸水範囲、深さについて、氾濫時は市内南部及び西部にかけて浸水が予想される。本事業地については、一部箇所では2m程度の盛土がなされ、浸水深0.5m未満となっているものの、大部分が浸水深0.5～3mの浸水想定区域となっている。

図表1-1-33 川口市洪水ハザードマップ

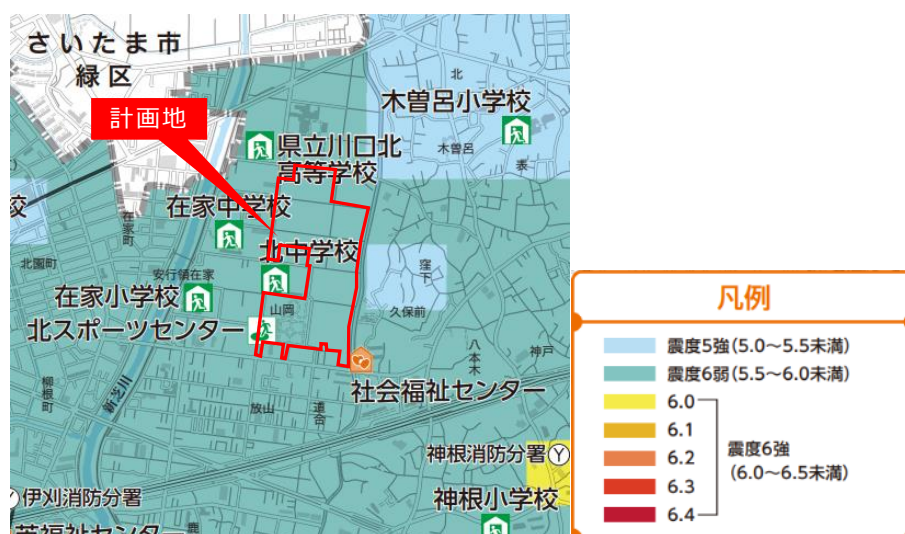


出所：川口市 HP

イ) 地震ハザードマップ

本市の北部は南部に比べ揺れが少ないと想定されている。東京湾北部地震予測結果による本市の震度予測では、本事業地は震度6弱（5.5～6.0 未満）エリアとなっている。本市内の地震ハザードマップは以下の通り。

図表1-1-34 川口市地震ハザードマップ

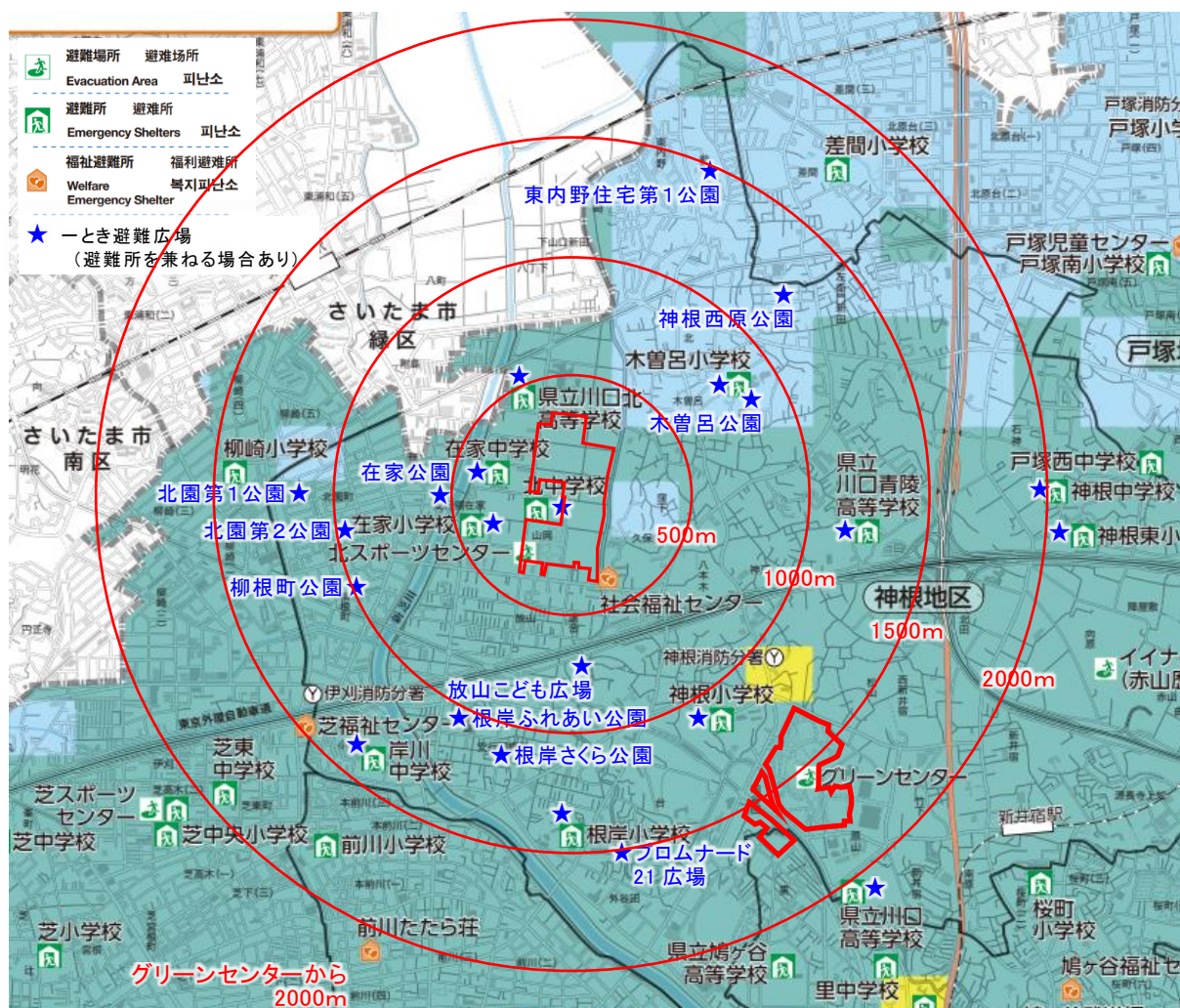


出所：川口市 HP

ウ) 災害時の位置づけ（現況）

川口市地域防災計画において、本事業地の北スポーツセンターは、一とき避難広場が危険になったときに避難する「一次避難場所」に位置付けられている。また事業地西側に隣接する北中学校は「一とき避難広場」および「避難所」、事業地南東側の社会福祉センターは「福祉避難所」となっており、その他周辺に位置する避難場所・避難所は、下図のとおりである。

図表 1-1-35 周辺避難場所・避難所



出所：川口市 地震ハザードマップ

[地震ハザードマップ（防災本抜粋）](#) / [川口市ホームページ \(kawaguchi.lg.jp\)](#)

本事業地の南東約 1.5 kmには、「広域避難場所」であるグリーンセンターが位置するが、川口市全体では「広域避難場所」は2ヶ所だけであり、広域避難場所から2 km以上離れた場所が点在することは川口市地域防災計画上の検討課題となっている。そのため本事業地の整備に伴い防災上の位置づけ・役割も市の川口市地域防災計画の中で見直されることが考えられる。

(3) 考察

本事業地について敷地情報等の基礎情報を確認した。以下の点について、留意が必要であると考ええる。

敷地情報等の基礎情報から得られた主な示唆

- まず、降水時の浸水想定についてである。本事業地は安行台地の西側低地に立地しており、一部箇所では2m程度の盛土がなされ、浸水深0.5m未満となっているものの、大部分が浸水深0.5～3mの浸水想定区域となっている。また、地震についても、震度6弱の揺れが想定されるエリアとなっており、周辺地帯と比べて比較的揺れが小さいとはいえ、留意が必要な地域と言える。
- さらには、都市公園の機能に着目すると、「都市の安全性を向上させ、地震などの災害から市民を守る」ことが含まれていることから、本事業における公園整備に際して、都市公園が有するべく機能として「防災拠点」の機能にも留意する必要がある。
- 計画地周辺には安行台地西側の斜面林があり、多様な生き物の生息環境となっていると考えられることから、これらの自然環境と調和・保全を図ることに加え、広域的な環境ネットワークの形成にも寄与するような緑の質・量の拡充が重要と考えられる。
- また、「川口市景観計画」において、建築物の高さの最高限度10mの規定があることに留意が必要であることに加え、周辺景観との調和に配慮をする観点も重要である。例えば、計画地東側に流れる見沼代用水は自転車・歩行者・農耕車の専用道路（緑のヘルシーロード）が整備されており、桜並木を楽しめる景観であることから、本事業を進めるにあたって共存を模索する視点が必要である。

都市公園の機能

- 良好な都市環境を提供します。
- 都市の安全性を向上させ、地震などの災害から市民を守ります。
- 市民の活動の場、憩いの場を形成します。
- 豊かな地域づくり、地域の活性化に不可欠です。

出所：国土交通省 HP「都市公園の役割」

2. 敷地条件、スポーツ施設の利用状況等

(1) 既存施設の状況

① 神根運動場の施設について

神根運動場に含まれる運動施設は多岐にわたる。サッカー場・野球場の他、特徴的な施設として「ターゲットバードゴルフ場」が挙げられる。この施設は「(3) 神根運動場及び北スポーツセンターの利用状況」でも再度確認するが、利用率が非常に高く人気のある施設となっている。

また、「⑥野球場」「⑦ソフトボール場」「⑧少年ソフトボール場」については、行政財産使用許可を基に各団体が利用する施設となっている。ただし、整備事業が始まるまでの一時的な措置である。

神根運動場の施設の概要は以下の通り。「北スポーツセンター」については、「③個別施設の現況（北スポーツセンター）」にて詳述する。

図表 1-2-1 航空写真



出所：Googlemap より作成

② 個別施設の現況（神根運動場及び北スポーツセンター屋外施設）

神根運動場の個別施設について、古くは1970年代に整備され、長らく利用されてきた施設も存在する。平成6年から平成23年にかけて順次整備を進めた結果、現在の施設構成となっている。

個別施設の概要は以下のとおり。

図表1-2-2 個別施設の現況（神根運動場及び北スポーツセンター屋外施設）

施設名	面積 (㎡)	完成年月日	主な施設
①北スポーツセンターソフトボール場 	5,165	昭和46年 (1971年) 5月	ソフトボール場 1面
②神根運動場野球場 	約22,000	平成6年 (1994年) 6月	野球場4面(うち 1面少年用)
③神根運動場競技場A 	約13,000	平成11年 (1999年) 4月	サッカー場兼ラ グビー場1面
④神根運動場競技場B 	約5,173	平成11年 (1999年) 4月	少年サッカー場 1面

施設名	面積㎡)	完成年月日	主な施設
⑤神根運動場競技場 C 	約 13,698	平成 13 年 (2001 年) 12 月	ターゲットバー ドゴルフ場 1 面
⑥野球場 	約 19,540	平成 17 年 (2005 年) 9 月	野球場 1 面
⑦ソフトボール場 	約 12,500	平成 17 年 (2005 年) 10 月	ソフトボール場 1 面
⑧少年ソフトボール場 	約 4,500	平成 18 年 (2006 年) 3 月	少年ソフトボー ル場 1 面
⑨青少年野外活動広場 	約 1,370	平成 23 年 (2011 年) 9 月	青少年野外活動 広場

③ 個別施設の現況（北スポーツセンター）

北スポーツセンターは昭和46年に整備された施設であり、築後約50年近く経過している。そのため老朽化が進んでいるとともに、公共施設の再編・複合化の観点のもと、住民ニーズにあった施設構成の検討が求められている。

北スポーツセンターの施設概要は以下の通り。

図表1-2-3 北スポーツセンター

延床面積	築年数	構造（耐震化状況）
4,788.4 m ²	51年	鉄骨造（未耐震化）
建築面積	完成年月	
4,606 m ²	昭和46年（1971年）	
写真		
施設の一覧		
体育館（バスケットボール2面） ▶ 卓球、バドミントン、ミニテニスなどで使用可能		
男女更衣室 ▶ 体育館更衣室、プール更衣室		
室内温水プール ▶ 25メートル×6レーン、飛込プール（水深3.5m）、児童幼児プール		
公民館 ▶ ホール、講座室、料理実習室、会議室、日本間等		

出所：川口市作成

ア) 体育館

図表 1-2-4 体育館

面積	完成年月
1,296 m ²	北スポーツセンターに準ずる
特徴	
バスケットボール・テニス・バレーボール・卓球・バドミントン・ミニテニス・剣道等の多様な種目を実施可能。	
写真	

イ) 男女更衣室

図表 1-2-5 男女更衣室

面積	完成年月
450 m ²	北スポーツセンターに準ずる
特徴	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 体育館更衣室約 162 m² ロッカー男女各 26 台、男トイレ：小便器 5 台・和式 1 台・洋式 1 台 女トイレ：和式 2 台・洋式 3 台 ・ プール更衣室約 288 m² ロッカー男 126 台・女 90 台 男トイレ：小便器 5 台・和式 1 台・洋式 1 台・多目的 1 女トイレ：和式 2 台・洋式 1 台・多目的 1 	
写真	

ウ) 室内温水プール

図表 1-2-6 室内温水プール

面積	完成年月
1,296 m ²	北スポーツセンターに準ずる
特徴	
<ul style="list-style-type: none"> 室内温水プール 25m×20m×0.6m～0.8 m～1.2m (6コース) 飛込プール (水深 3.5m)、児童幼児プールを含む 	
写真	
	

④ 個別施設の状況 (公園遊具)

現在の神根公園内にある主な遊具は、ブランコ (4台) とリーフイーである。

神根公園周辺は市街化調整区域であるが、一部で宅地化も進んでいることから、現状の公園・遊具の利用者は一定数いるものと想定される。

神根公園を中心とした 250m 圏域 (街区公園の誘致距離)、500m 圏域 (近隣公園の誘致距離) には主だった公園がないことから、本事業において新たに整備される公園内でも遊具等を確保していく必要があると考えられる。

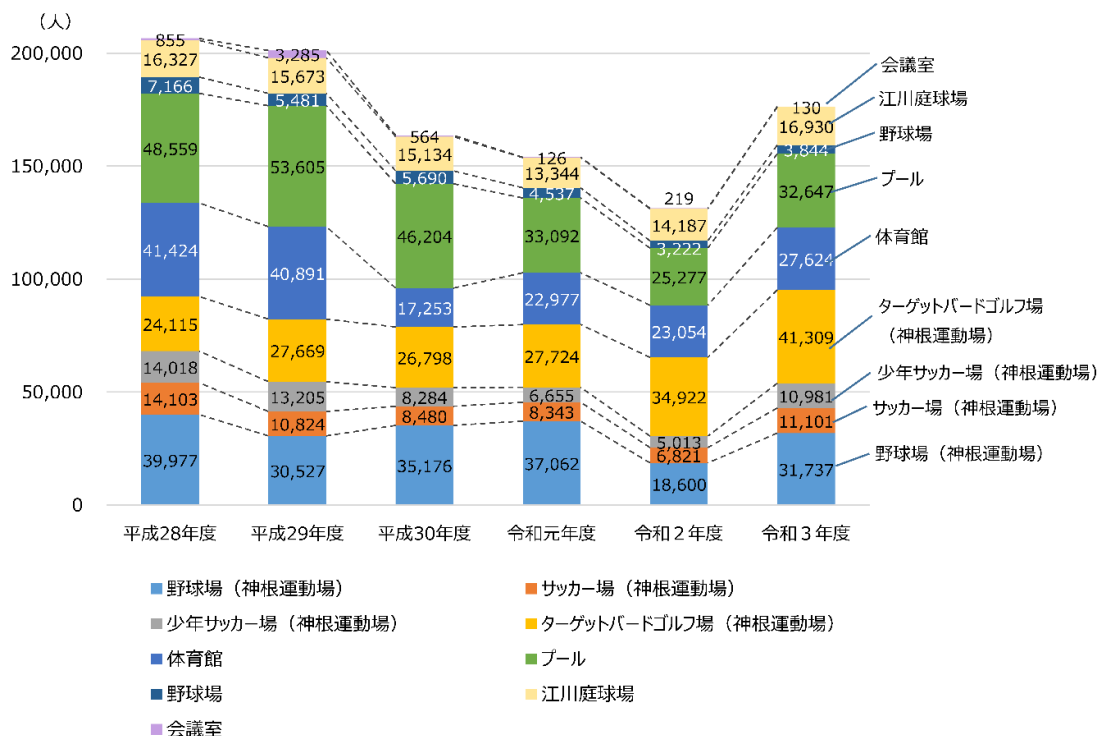
図表 1-2-7 誘致距離



(3) 神根運動場及び北スポーツセンターの利用状況

神根運動場及び北スポーツセンターの利用者数の推移を以下に示す。令和3年(2021年)度は「ターゲットバードゴルフ場」の利用者数が最も多い。また、「プール」「体育館」「野球場」が、ターゲットバードゴルフ場に次いで利用者数が多い施設となっている。

図表1-2-10 神根運動場等の利用者数



区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
野球場 (神根運動場)	39,977	30,527	35,176	37,062	18,600	31,737
サッカー場 (神根運動場)	14,103	10,824	8,480	8,343	6,821	11,101
少年サッカー場 (神根運動場)	14,018	13,205	8,284	6,655	5,013	10,981
ターゲットバードゴルフ場 (神根運動場)	24,115	27,669	26,798	27,724	34,922	41,309
体育館	41,424	40,891	17,253	22,977	23,054	27,624
プール	48,559	53,605	46,204	33,092	25,277	32,647
野球場	7,166	5,481	5,690	4,537	3,222	3,844
江川庭球場	16,327	15,673	15,134	13,344	14,187	16,930
会議室	855	3,285	564	126	219	130
計	206,544	201,160	163,583	153,860	131,315	176,303

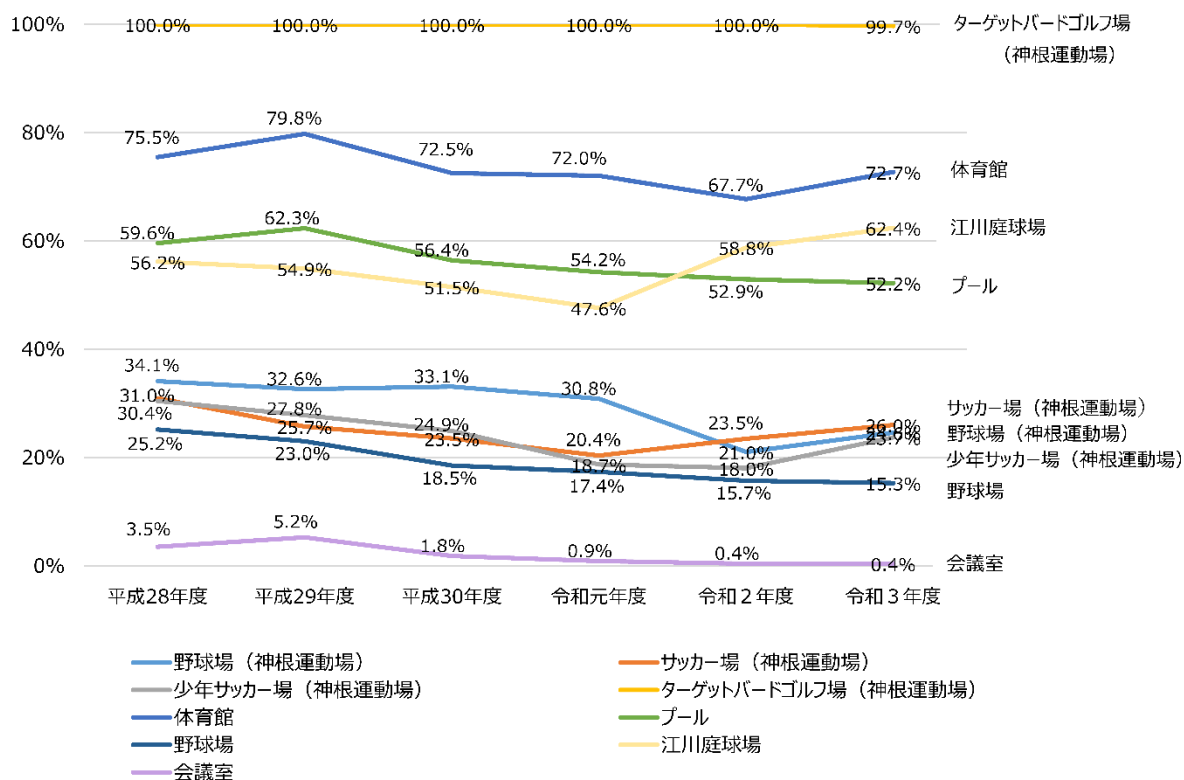
注1 平成30年(2018年)度・令和元年(2019年)度の利用者の減少要因として、施設改修工事が一因となったと考えられる。

注2 令和2年(2020年)度の利用者の減少要因として、新型コロナウイルス感染症対策のため利用制限を行ったことが一因となったと考えられる。

出所：川口市作成

また、稼働率の推移をみると、主に30%以下の低稼働率の施設（サッカー場・野球場）、50~80%の中程度の稼働率の施設（体育館・プール等）、100%の稼働率である高稼働の施設（ターゲットバードゴルフ場）に分類できる。

図表1-2-11 神根運動場等の稼働率



区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
野球場 (神根運動場)	34.1%	32.6%	33.1%	30.8%	21.0%	24.6%
サッカー場 (神根運動場)	31.0%	25.7%	23.5%	20.4%	23.5%	26.0%
少年サッカー場 (神根運動場)	30.4%	27.8%	24.9%	18.7%	18.0%	23.7%
ターゲットバードゴルフ場 (神根運動場)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	99.7%
体育館	75.5%	79.8%	72.5%	72.0%	67.7%	72.7%
プール	59.6%	62.3%	56.4%	54.2%	52.9%	52.2%
野球場	25.2%	23.0%	18.5%	17.4%	15.7%	15.3%
江川庭球場	56.2%	54.9%	51.5%	47.6%	58.8%	62.4%
会議室	3.5%	5.2%	1.8%	0.9%	0.4%	0.4%
計	47.7%	48.4%	41.6%	40.1%	41.4%	44.6%

出所：川口市作成

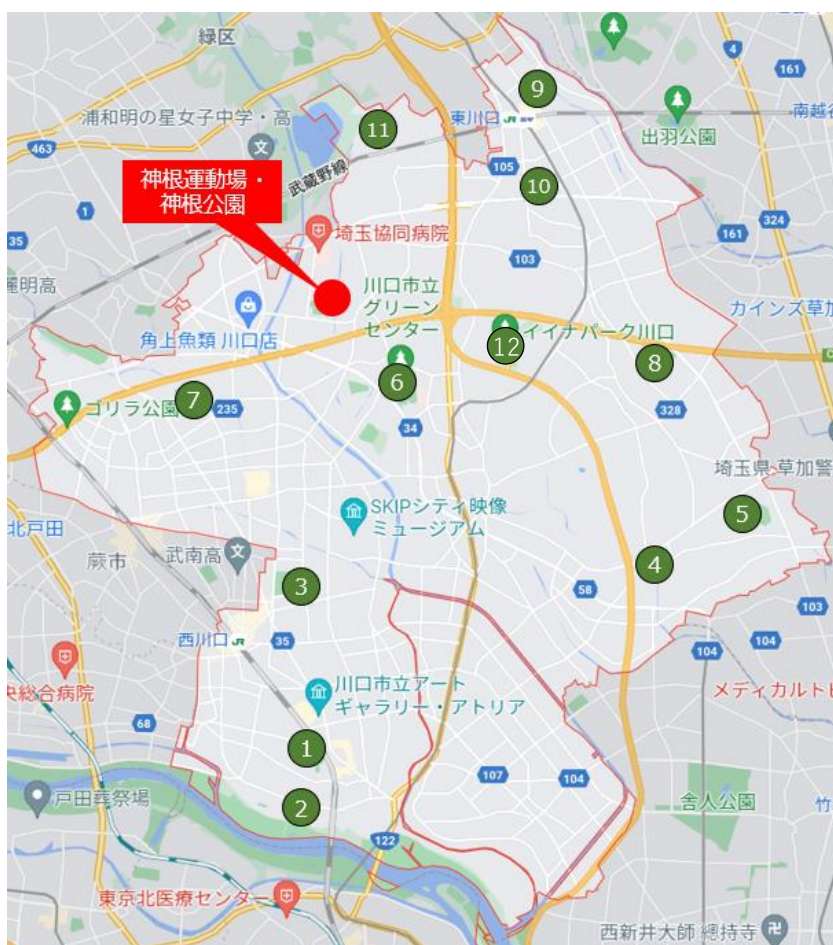
(4) 県内自治体の公園及びスポーツ施設の現状と考察

① 川口市のスポーツ施設

ア) 公園

本市に所在する公園のうち、神根公園と同規模以上（20,000 m²以上）の公園は以下の通り。市内11の施設のうち、「6 グリーンセンター公園」、「7 芝公園」、「11 川口自然公園」等は比較的神根公園に近い立地にある事から、施設構成や機能等の差異化を踏まえつつ、本事業地に導入する機能を検討する必要がある。

図表1-2-12 配置図



出所：Google map より作成

図表1-2-13 公園一覧

No	名称	所在地	面積 (㎡)	指定管理の状況	備考
1	川口西公園	川口市川口	31,039	公社	
2	荒川運動公園	川口市荒川町	352,076	公社	ゴルフ場 野球場 ラグビー場
3	青木町公園	川口市西青木	101,072	公社	陸上競技場 弓道場 球場 プール テニスコート ジョギングコース
4	新郷公園	川口市東本郷	24,062	直営	公園内に新郷スポーツセンターあり
5	新郷東部公園	川口市新堀	91,087	公社	—
6	グリーンセンター公園	川口市新井宿	134,069	直営	大温室、レクリエーション施設等
7	芝公園	川口市芝高木	23,081	直営	公園内に芝スポーツセンターあり
8	安行公園	川口市安行領家	23,796	造園協	公園内に安行スポーツセンターあり
9	戸塚榎戸公園	川口市東川口	20,949	造園協	戸塚榎戸公園内運動場
10	戸塚中台公園	川口市戸塚	32,684	公社	テニスコート
11	川口自然公園	川口市差間	32,542	公社	—
12	イイナパーク川口	川口市赤山	99,866	直営	ハイウェイオアシスを含む

※「公社」・・・川口市公園緑地公社

※「造園協」・・・川口市造園業協会

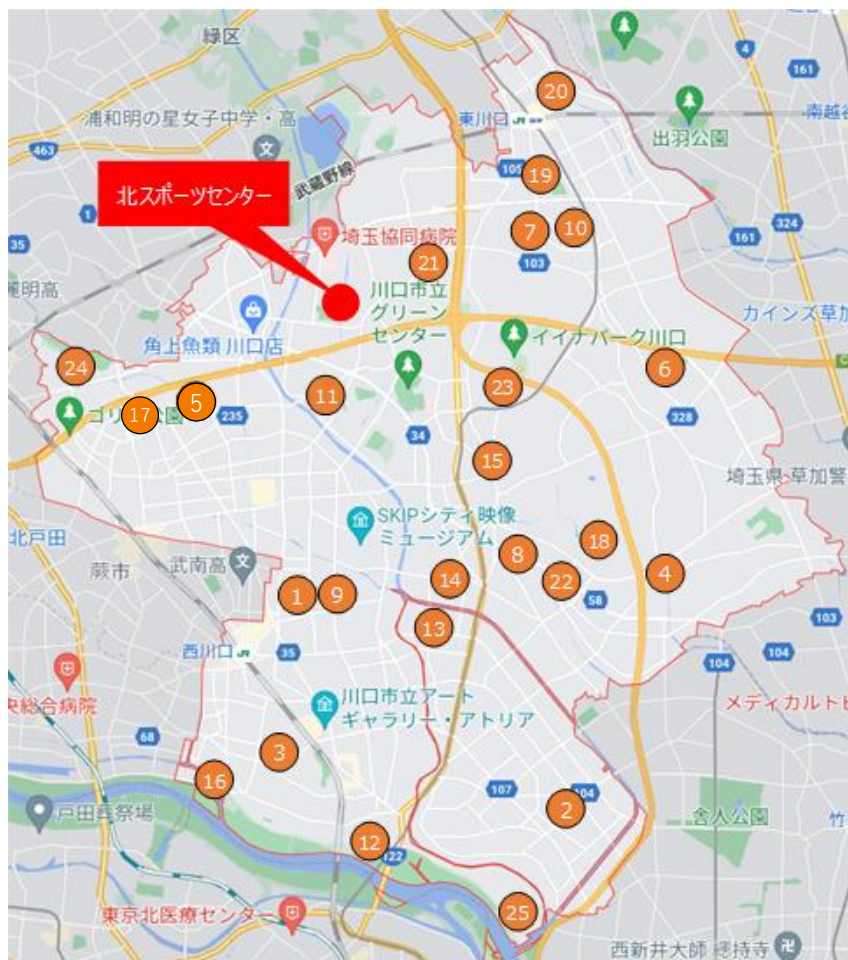
出所：川口市作成

イ) スポーツ施設

市内のスポーツ施設については総じて老朽化の傾向がみられる。特に、北スポーツセンターが整備された1970年代以前に建てられた建物は10施設みられる。また、25のスポーツ施設のうち、プールを含む施設は6施設みられる（北スポーツセンター含まず）。

本市内に所在するスポーツ施設の概要は次表の通り。

図表1-2-14 配置図



出所：Google map より作成

図表1-2-15 スポーツ施設一覧

No	建設年	名称	所在地	面積 (m ²)	機能
1	昭和 33～55 年 (1958～1980 年)	青木町公園総合運動場	川口市西青木 4-8-1	60,677	テニスコート (人工芝) 12 面 野球場 (人工芝) 陸上競技場 (第 3 種公認) 市民プール (日水連公認) 弓道場 相撲場 ランニングコース
2	平成 6 年 (1994 年)	東スポーツセンター	川口市東領家 2-27-1	22,955	体育館 屋内温水プール (日水連公認) 卓球室 トレーニングルーム エアロビクススタジオ 健康浴室 野球場 1 面 テニスコート (人工芝) 1 面

No	建設年	名称	所在地	面積 (㎡)	機能
3	平成 10 年 (1998 年)	西スポーツセ ンター	川口市川口 6- 9-29	6,195	体育館 屋内温水流水プール 屋内温水プール 体育室 屋内ランニングコース トレーニングルーム エアロビクススタジオ 健康浴室
4	昭和 46 年 (1971 年)	新郷スポーツ センター	川口市東本郷 80	24,062	体育館 室内温水プール 競技場 1 面 テニスコート (人工芝) 1 面
5	昭和 54 年 (1979 年)	芝スポーツセ ンター	川口市芝高木 2-12-52	23,081	体育館 柔道場 剣道場 トレーニング室 屋内ランニングコース 野球場 1 面 屋外ランニングコース
6	昭和 55 年 (1980 年)	安行スポーツ センター	川口市安行領 家 880	23,796	体育館 室内温水プール トレーニングルーム エアロビクススタジオ 野球場 屋外ランニングコース
7	平成 20 年 (2008 年)	戸塚スポーツ センター	川口市戸塚南 3-22-1	27,265	体育館 室内温水プール 体育室 トレーニングルーム エアロビクススタジオ 多目的グラウンド テニスコート (人工芝) 1 面 弓道場 屋外ランニングコース
8	昭和 60 年 (1985 年)	鳩ヶ谷スポー ツセンター	川口市三ツ和 3-21-1	1,270	体育館
9	昭和 44 年 (1969 年)	体育武道セン ター	川口市西青木 5-3-4	5,429	体育館 柔道場 剣道場 トレーニングルーム エアロビクススタジオ 屋内ランニングコース
10	昭和 45 年 (1970 年)	戸塚体育館	川口市戸塚南 2-12-18	3,467	体育館
11	昭和 60 年 (1985 年)	根岸体育館	川口市安行領 根岸 128	970	体育館
12	昭和 31 年 (1956 年)	舟戸運動場	川口市舟戸町 5 番地内	20,085	野球場 1 面
13	昭和 44 年 (1969 年)	前田西野球場	川口市南鳩ヶ 谷 5-27-1	7,137	野球場 1 面
14	昭和 47 年 (1972 年)	辻庭球場	川口市南鳩ヶ 谷 7-21-2	1,908	テニスコート (クレイ) 4 面
15	昭和 51 年 (1976 年)	鳩ヶ谷武道場	川口市鳩ヶ谷 本町 1-12-19	1,507.12	柔道場 剣道場 第 1 体育室 第 2 体育室
16	昭和 51 年 (1976 年)	三領運動場	川口市荒川町 4697	47,986.27	サッカー場 1 面 ソフトボール場 3 面

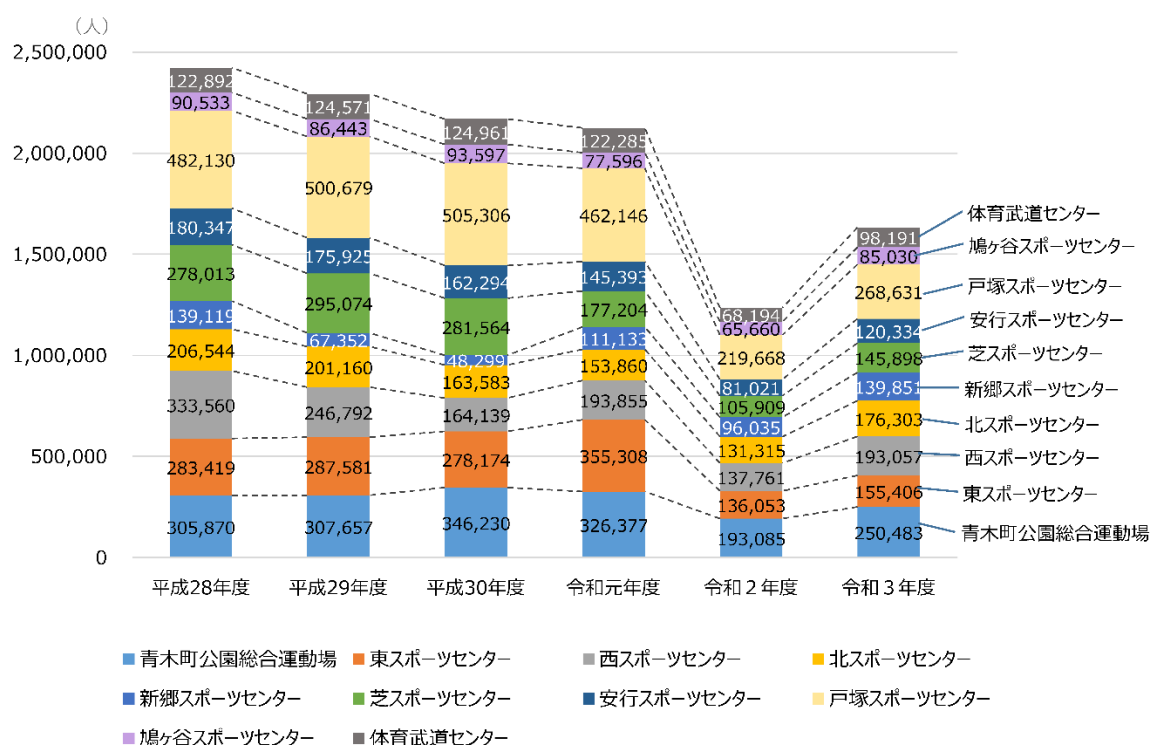
No	建設年	名称	所在地	面積 (㎡)	機能
17	昭和 59 年 (1984 年)	芝第 2 グラウンド	川口市大字芝 6256	6,571.64	少年サッカー場兼ソフトボール場 1 面
18	昭和 59 年 (1984 年)	赤井少年サッカー場	川口市大字赤 井 525-1	13,844.32	少年サッカー場 1 面
19	昭和 59 年 (1984 年)	中台庭球場	川口市戸塚 3- 16-72	1,693.34	テニスコート (人工芝) 2 面
20	昭和 59 年 (1984 年)	戸塚榎戸公園 内運動場	川口市東川口 3-11	8,984.67	野球場 1 面 兼ソフトボール場 2 面 兼少年サッカー場 1 面 夜間照明塔 8 基
21	昭和 61 年 (1986 年)	稻荷丸運動広 場	川口市大字石 神 386	6,800	多目的広場
22	昭和 62 年 (1987 年)	毛長川庭球場	川口市赤井 1- 34-5	4,372.5	テニスコート (ハード) 4 面 更衣室
23	平成 2 年 (1990 年)	江川運動広場	川口市大字赤 山 1143	15,386	テニスコート (ハード) 4 面 ゲートボール場 2 面 少年サッカー場 兼ソフトボール場 1 面 更衣室・管理棟
24	平成 3 年 (1991 年)	上谷沼運動広 場	川口市大字芝 7184-1	17,600	サッカー場 1 面 兼ソフトボール場 2 面 更衣室・管理棟
25	平成 22 年 (2010 年)	河原町フット サル場	川口市河原町 地内	4,350	フットサル場 2 面

出所：川口市作成

利用者数については、令和2年(2020年)度は新型コロナウイルス感染症対策による利用制限のため、前年の半数程度に利用者数が落ち込んでいる。また、令和3年(2021年)度は、持ち直しつつあるが、コロナ前に比べると落ち込んでいる。

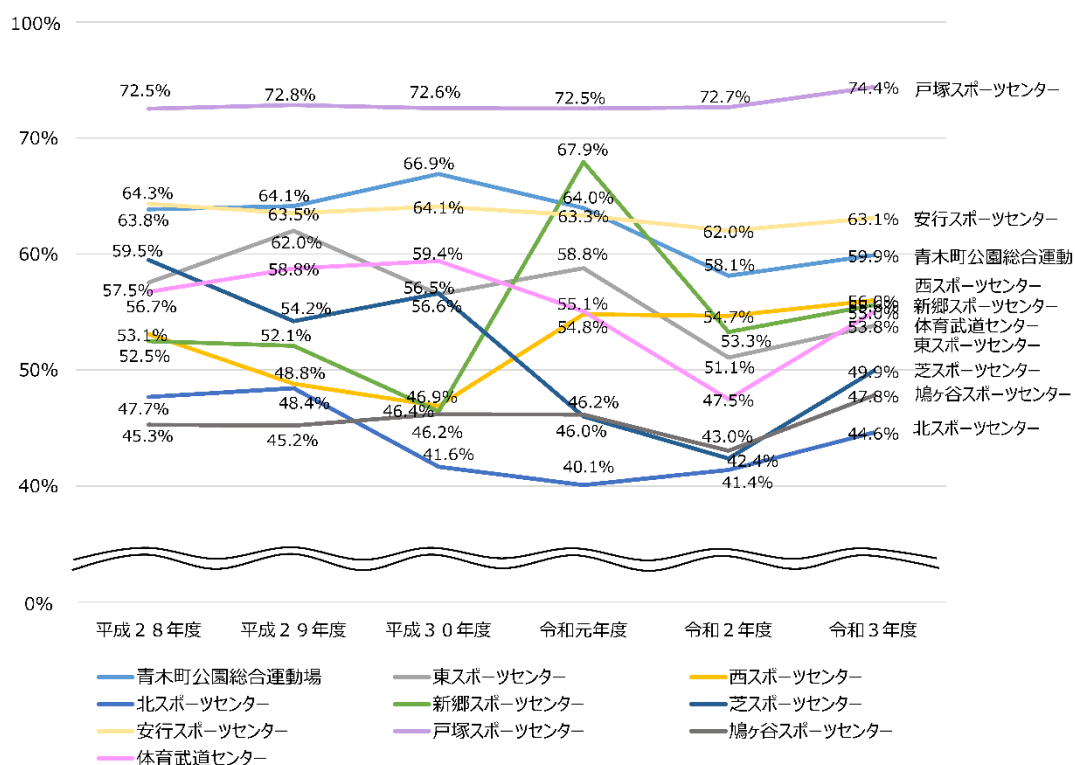
稼働率については、北スポーツセンターの稼働率は他の主要な施設と比較して低調である。最も高稼働な戸塚スポーツセンターの約74%に対し、北スポーツセンターは約45%と低調である。

図表1-2-16 川口市内の主なスポーツ施設の利用者数推移



出所：川口市作成

図表1-2-17 川口市内の主なスポーツ施設の稼働率



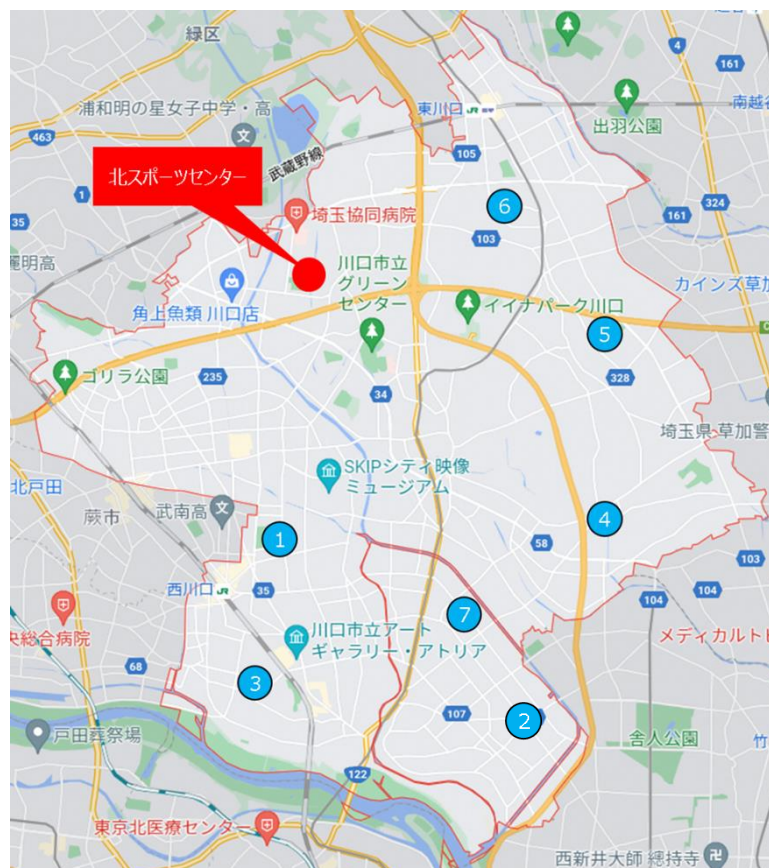
施設	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
青木町公園総合運動場	63.8%	64.1%	66.9%	64.0%	58.1%	59.9%
東スポーツセンター	57.5%	62.0%	56.5%	58.8%	51.1%	53.8%
西スポーツセンター	53.1%	48.8%	46.9%	54.8%	54.7%	56.0%
北スポーツセンター	47.7%	48.4%	41.6%	40.1%	41.4%	44.6%
新郷スポーツセンター	52.5%	52.1%	46.4%	67.9%	53.3%	55.6%
芝スポーツセンター	59.5%	54.2%	56.6%	46.0%	42.4%	49.9%
安行スポーツセンター	64.3%	63.5%	64.1%	63.3%	62.0%	63.1%
戸塚スポーツセンター	72.5%	72.8%	72.6%	72.5%	72.7%	74.4%
鳩ヶ谷スポーツセンター	45.3%	45.2%	46.2%	46.2%	43.0%	47.8%
体育武道センター	56.7%	58.8%	59.4%	55.1%	47.5%	55.0%
計	57.6%	57.7%	56.9%	58.2%	52.7%	56.0%

出所：川口市作成

ウ) プール

本市は古くから水泳が盛んな地域であり、北スポーツセンター以外にも市内7カ所にプールがあり、多くの方に利用されている。50mプールは、屋外の「青木町公園総合運動場」のみであり、本市内に国際規格の屋内プールは存在しない。したがって、本事業地内に国際規格の屋内50mプールが導入されることは、利便性の向上に資するものと考えられる。本市内に所在するプールの概要は以下のとおり。

図表1-2-18 配置図



出所：Google map より作成

図表1-2-19 プール施設一覧

No	名称	所在地	機能
1	青木町公園総合運動場	川口市西青木 4-8-1	屋外プール 50メートル・25メートル・飛込プール
2	東スポーツセンター	川口市東領家 2-27-1	室内温水プール 25メートル・幼児プール・採暖槽
3	西スポーツセンター	川口市川口 6-9-29	室内温水プール 25メートル・流水プール・幼児プール・ウォータースライダー・マウンテンズライダー・採暖槽
4	新郷スポーツセンター	川口市東本郷 80	室内温水プール 25メートル（児童幼児プールを含む）・採暖室
5	安行スポーツセンター	川口市安行領家 880	室内温水プール 25メートル・幼児プール・採暖槽

No	名称	所在地	機能
6	戸塚スポーツセンター	川口市戸塚南 3-22-1	室内温水プール 25メートル・幼児プール・採暖槽
7	サンアール朝日	川口市朝日 4-21-33	健康浴室（水着着用エリア） 20メートルプール（遊泳コース・歩行浴のコース） 大浴槽（気泡湯・寝湯）子ども専用ゾーン、ジェットバス、露天風呂、ミストサウナ

出所：川口市作成

② 川口市及び隣接する自治体のスポーツ施設等を含む複合施設

本市及び隣接する自治体（さいたま市、越谷市、春日部市、朝霞市、和光市、新座市、三芳町、富士見市、ふじみ野市、草加市、三郷市、松伏町、蕨市）に所在する公園及びスポーツ施設を整理した。

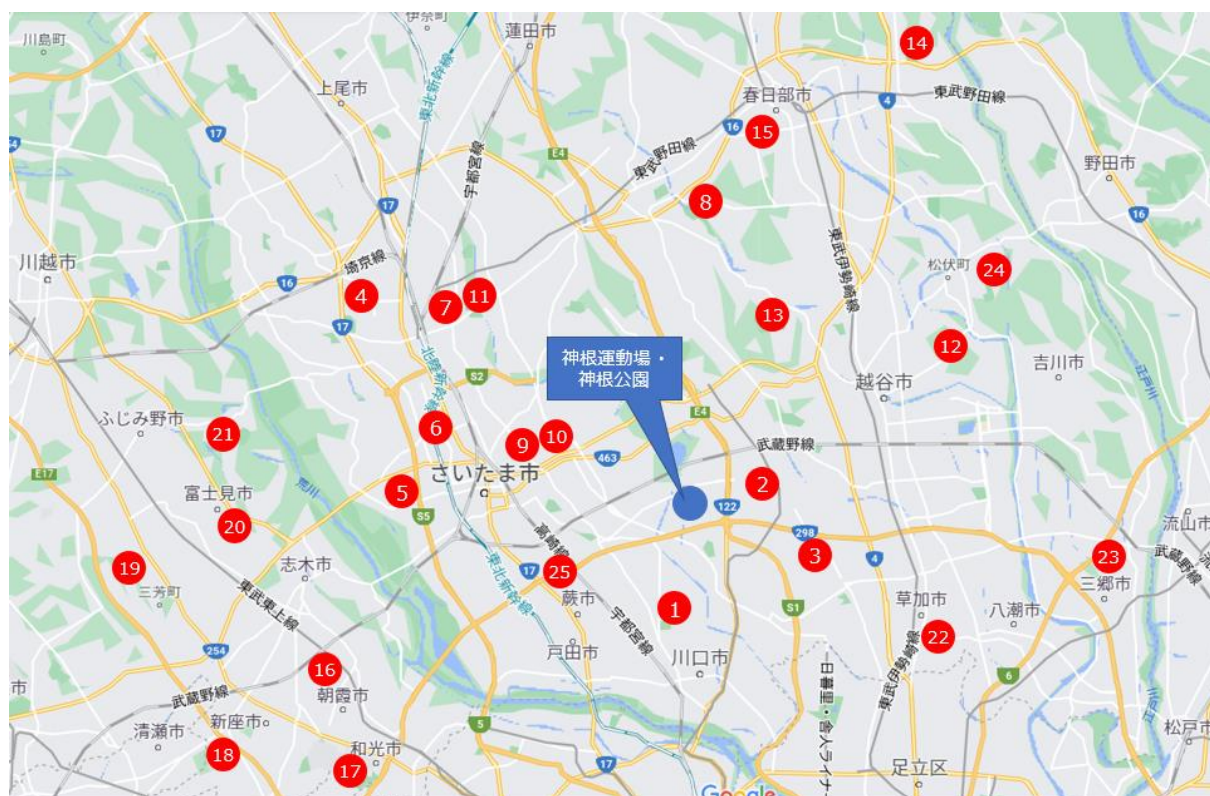
特に、国際規格の50mの屋内プールは近隣及び県内施設にないことから、本事業における特徴的な施設となり得ることが改めて確認された。

公園やスポーツ施設に加え、飲食スペースやジョギング・ランニングコース等の市民が憩い楽しめる場を導入している事例がみられる。本事業も人が集い、賑わいを創出する場とすることを目指すことから、考慮することとする。

各施設の概要は以下のとおり。

※ ①で整理した施設のうち、本市内の類似施設についても一部含んでいる。

図表 1-2-20 川口市近隣自治体の公園等の分布状況



出所：Google map より作成

図表 1-2-21 本市及び隣接する自治体のスポーツ施設等を含む複合施設一覧

No	建設年	施設名	所在地	敷地面積	機能
1	昭和 36 年 (1961 年)	青木町公園 (青木町公園総合運動場)	川口市西青木	敷地 101,072 m ²	陸上競技場 弓道場 球場 プール テニスコート ランニングコース
2	平成 20 年 (2008 年)	戸塚スポーツセンター (戸塚榎戸公園内運動場も含)	川口市東川口	敷地 27,265.42 m ²	体育館 体育室 弓道場 プール

No	建設年	施設名	所在地	敷地面積	機能
		む)			多目的グラウンド テニスコート ランニングコース 戸塚榎戸公園内運動場 中台庭球場
3	昭和55年 (1980年)	安行公園 (安行スポーツ センター)	川口市安行領家		体育館 野球場 プール
4	平成3年 (1991年)	三橋総合公園	さいたま市西区 三橋	敷地 103,000 m ² 建築 4,578.93 m ²	体育館 屋内プール(通年) テニスコート
5	平成15年 (2003年)	サイデン化学ア リーナ (さいたま市記 念総合体育館)	さいたま市桜区 道場	敷地 17,790 m ²	メインアリーナ サブアリーナ 温水プール 弓道場 トレーニング室 多目的室
6	昭和62年 (1987年) 令和5年 (2023年) 改修予定	与野中央公園	さいたま市中央 区	敷地 8.1ha	メインアリーナ サブアリーナ プール(25m) フットサル場 グラウンドゴルフ場 フィットネス スケートボードパーク 3on3コート カフェ、レストラン BBQ場 屋内子ども遊戯施設 ドッグラン、等
7	昭和59年 (1984年)	大和田公園	さいたま市見沼 区大和田町	敷地 15.15ha	体育館 プール 野球場 テニスコート 広場
8	平成5年 (1993年)	岩槻文化公園	さいたま市岩槻 区大字村国	敷地 12.10ha	体育館 陸上競技場 テニスコート 多目的広場
9	昭和42年 (1967年)	駒場運動公園	さいたま市浦和 区駒場	敷地 7.43ha	体育館 陸上競技場 補助競技場 相撲場
10	昭和54年 (1979年)	原山市民プール	さいたま市緑区 原山	敷地 7,916.88 m ²	プール(25m×7コ ース) 流水プール スライダープール 子どもプール 幼児プール
11	明治18年 (1885年) 最終改修 平成19年 (2007年)	大宮公園	さいたま市大宮 区高鼻町	敷地 67.8ha	サッカースタジアム 陸上競技場 野球場 水泳競技場(プール) 弓道場 博物館 神社 百年の森 自由広場
12	昭和62年 (1987年)	越谷総合公園	越谷市増林	敷地 157,900 m ²	第一体育館 第二体育館 武道場

No	建設年	施設名	所在地	敷地面積	機能
					市民プール テニスコート 多目的運動場
13	昭和54年 (1979年)	しらことば水上公園	越谷市小曾川	敷地 31.1ha	プール 釣り(プールフィッシング) ディスクゴルフ場 BBQ場 自転車広場 ホワイトビーチ バスケットコート
14	平成15年 (2003年)	庄和総合公園	春日部市金崎	敷地 149,000 m ²	体育館 球場 多目的広場 テニスコート 遊具広場 バーベキュー広場 修景池
15	昭和48年 (1973年)	大沼公園	春日部市大沼	敷地 81,102 m ²	体育館 陸上競技場 野球場 テニスコート 芝生広場
16	昭和57年 (1982年)	朝霧中央公園	朝霧市青葉台	敷地 7.1ha	体育館 陸上競技場 野球場 ジョギングコース アスレチック遊具
17	平成元年 (1989年)	埼玉県営和光樹林公園	和光市広沢	敷地 20.2ha	体育館 ジョギング・ウォーキングコース 多目的広場
18	平成9年 (1997年)	新座市総合運動公園	新座市本多	敷地 120,331 m ²	体育館 陸上競技場 野球場 多目的運動場 少年サッカー場 マレットゴルフ場 ゲートボール場
19	昭和62年 (1987年)	三芳町立運動公園	三芳町大字藤久保	敷地 28,607 m ²	体育館 野球場 多目的グラウンド テニスコート 弓道場
20	平成2年 (1990年) 平成29年 (2017年) 改修	富士見市立市民総合体育館	富士見市鶴間	8765.34 m ²	メインアリーナ サブアリーナ 柔道場 剣道場 弓道場 スタジオ スポーツジム 多目的室 会議室
21	昭和52年 (1977年) 平成30年 (2018年) 改修	ふじみ野市第二運動公園	ふじみ野市福岡	敷地 40,117.34 m ²	体育館 武道館 多目的球場 多目的広場
22	昭和61年 (1986年)	草加市スポーツ健康都市記念体	草加市瀬崎	14,299.93 m ²	メインアリーナ サブアリーナ

No	建設年	施設名	所在地	敷地面積	機能
		育館			トレーニング室 柔道場 剣道場 相撲場 弓道場 卓球場 会議室
23	平成2年 (1990年)	三郷市総合体育館	三郷市茂田井	6,450.57 m ²	メインアリーナ サブアリーナ 柔道場 剣道場 多目的室 ランニングコース
24	平成元年 (1989年)	B&G 海洋センター	松伏町ゆめみ野東	敷地 10,008,80 m ²	アリーナ 武道場 プール トレーニングルーム 会議室
25	昭和55年 (1980年) 平成28年 (2016年) 改修	蕨市民体育館	蕨市	敷地 5,259.21 m ²	メインアリーナ サブアリーナ 柔道場 相撲場 弓道場 小体育館 公民館 図書館 児童館

出所：自治体 HP 等を基に作成

(5) 考察

「2. 敷地条件、スポーツ施設の利用状況等」において、分析した内容から以下の示唆が得られる。

敷地条件、スポーツ施設の利用状況等から得られた主な示唆

① 利用人数・稼働率を踏まえた施設の改修・複合化

- 神根運動場及び北スポーツセンターの施設利用者及び稼働率を確認した。改修の影響、新型コロナウイルス感染症の影響があるものの、「ターゲットバードゴルフ場」や「プール」「体育館」のように、比較的高稼働である施設もあるため、市民ニーズや利用状況を踏まえた改修及び施設の複合化の視点が重要である。
- また、近隣類似施設と比較し、北スポーツセンターの稼働率が低調であることも踏まえ、より魅力的かつ市民ニーズをとらえた施設とすることを目指す必要がある。

② 近隣類似施設の差異化

- 本市内及び近隣類似施設について調査を行った。特に、国際規格の50m屋内プールは近隣市町村含め、県内にはなく、交通利便性も含めて他の自治体施設と比較して特徴的であるといえる。
- また、①においても触れた高稼働率が続いている「ターゲットバードゴルフ場」等、利用ニーズを踏まえ、他地域と差異化を図ることができる施設構成とする必要がある。

③ 市民が集い・憩う機能の導入

- 近隣類似施設を調査する中で、「飲食スペース」や「ランニングコース」等の機能を導入している施設が散見された。「はじめに_基本計画の位置づけ」における国及び本市の目標を実現するためには、「市民が集い・憩う」機能は必要であり、導入を検討する必要がある。特に「ランニングコース」については、「健康増進」に資するとともに、参加ハードルの低いランニング・ジョギングを可能とすることから「多様な世代のスポーツ参加」にもつながると考えられる。また、街区公園／近隣公園の誘致距離圏内に主だった公園がないことから、遊具についても継続して本事業で整備する必要がある。
- また、「植物園」を導入する施設、公園内の自然を活かして自然と触れ合える設計としている施設がみられた。本事業においても既存樹木や敷地東側の桜並木を活かしつつ、「自然との触れ合い」を体験できる場とすることも重要である。

3. 国等の施策方針及び先進事例研究

(1) 国等の施策方針

本基本計画の「はじめに_2 (1) 国の施策動向」において確認した「公園等のオープンスペースの有効活用」、「ウォーカブルな街づくり」、「都市公園の柔軟な管理のあり方」や「生物多様性」、「グリーンインフラ」、「インクルーシブ公園」について、本項においてより詳細に分析し、本事業との関連性を精査した。

① 公園等のオープンスペースの有効活用

スポーツ庁が策定した「第3期スポーツ基本計画（中間報告）」においても、「既存施設の有効活用やオープンスペース等のスポーツ施設以外のスポーツができる場の創出」を図ることとしている。また、これを通じて「安全で持続可能な地域スポーツ環境の量的・質的充実を図る」ともしている。

「第3期スポーツ基本計画（中間報告）」3. (1) 地域において、住民の誰もが気軽にスポーツに親しめる「場づくり」等の機会の提供 抜粋

国は、総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）等の体制強化・役割の拡大等を通じて、住民の幅広いニーズに応え、地域社会が抱える課題の解決に資する地域スポーツ環境の構築や、スポーツクラブ等の民間事業者も含めた地域の関係団体等の連携の促進、既存施設の有効活用やオープンスペース等のスポーツ施設以外のスポーツができる場の創出、性別、年齢、障害や疾病の有無等にかかわらず誰もがスポーツを行いやすくするためのユニバーサルデザイン化の推進等により、安全で持続可能な地域スポーツ環境の量的・質的充実を図る。

出所：第3期スポーツ基本計画（中間報告）（令和3年（2021年）12月）より

② ウォーカブルな街づくり

次に、国土交通省は「居心地が良く歩きたくなる街路づくり」の観点で、「ウォーカブルな街づくり」を推進している。沿道と路上を一体的に利用しつつ、人々が集い憩い多様な活動を繰り広げられる場を提供することを通じ都市に活力を生み出すことを目指している。

街路空間の再構築・利活用に向けた取組 ～居心地が良く歩きたくなる街路づくり～

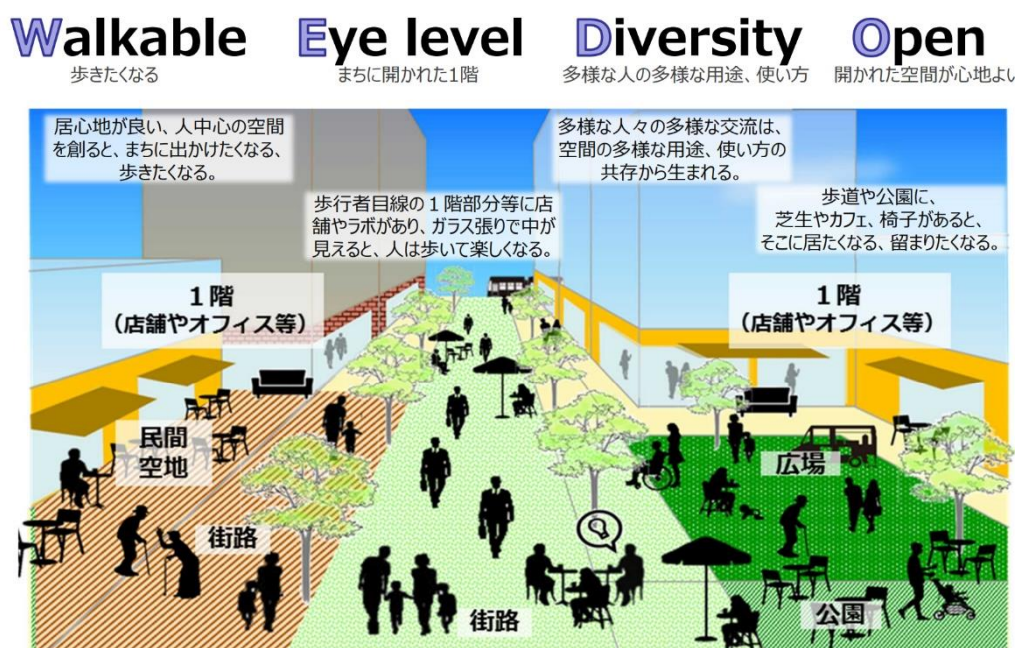
世界中の多くの都市で、街路空間を車中心から“人間中心”の空間へと再構築し、沿道と路上を一体的に使って、人々が集い憩い多様な活動を繰り広げられる場へとしていく取組が進められています。これらの取組は都市に活力を生み出し、持続可能かつ高い国際競争力の実現につながっています。

（中略）

このような背景のもと、国土交通省では街路空間の再構築・利活用に関する様々な取り組みを推進しております。

出所：国土交通省 HP より

図表 1-3-1 「居心地が良く歩きたくなるまちなか」のイメージ



出所：国土交通省 HP より

③ 都市公園の柔軟な管理のあり方

「都市公園の柔軟な管理のあり方」に関して、国土交通省がまとめた「『新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会』最終報告書」において、「社会の成熟化、市民の価値観の多様化、社会資本の一定程度の整備等の社会状況の変化を背景として、緑とオープンスペース政策は、緑とオープンスペースのポテンシャルを、都市のため、地域のため、市民のために最大限引き出すことを重視するステージ（新たなステージ）と移行すべき」と方向付けている。

図表 1-3-2 「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」最終報告書

今後の緑とオープンスペース政策は、以下の戦略を重点的に推進すべき

1. 緑とオープンスペースによる都市のリノベーションの推進

- ・ 緑とオープンスペースの、都市をより美しく、暮らしやすく再構築できる力を最大限発揮して都市のリノベーションを推進すべき
- ・ 具体的には、緑の基本計画を強化して緑とオープンスペースを基軸とした都市の再構築を推進、地域に応じた戦略的な都市公園のストック再編による都市の活性化等を推進

2. より柔軟に都市公園を使いこなすためのプランニングとマネジメントの強化

- ・ 都市公園をより柔軟に使いこなして、都市の様々な課題の解決のためにその多機能性を発揮すべき
- ・ 具体的には、まちの魅力、価値の向上に向けた都市公園マネジメントの推進や子育て

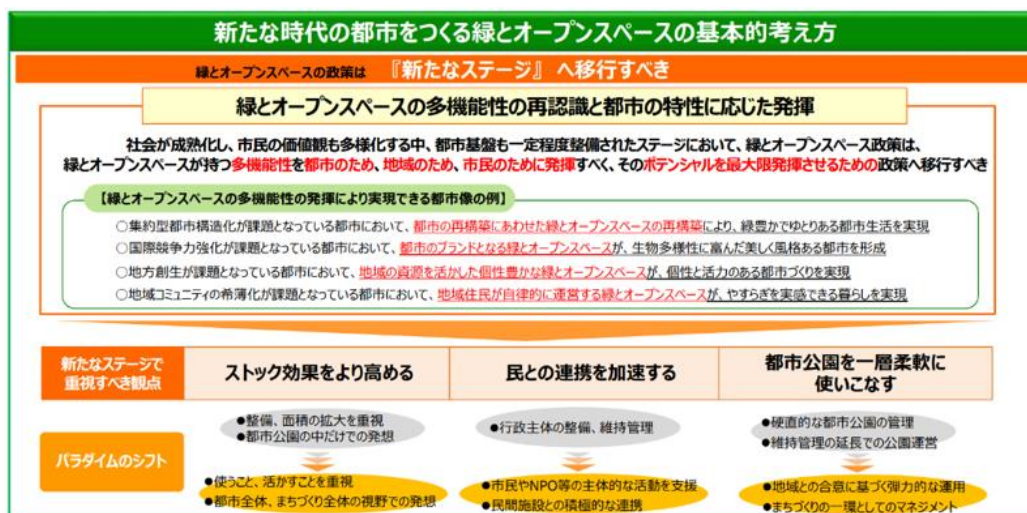
てなど地域ニーズに応じた都市公園の整備、民間事業者による収益施設の設置促進と公園の質の向上への還元等を推進

3. 民との効果的な連携のための仕組みの充実

- ・上記 1. 2. を行政、市民、民間事業者等各主体がそれぞれの役割に応じて推進するため、効果的な連携のための仕組みの充実等を図るべき
- ・具体的には、多様な主体との連携による緑とオープンスペースの利活用を活性化するための体制の構築、都市公園の管理の質を客観的に評価・見える化する仕組みの創設等を推進

出所：「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会 最終報告書」より

図表 1-3-3 新たな時代の都市をつくる緑とオープンスペースの基本的考え方



出所：「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会 最終報告書」より

④ 生物多様性

平成 20 年に成立した「生物多様性基本法」に基づく現行の生物多様性国家戦略は、平成 24 年に策定した「生物多様性国家戦略 2012-2020」となっており、「5 つの基本戦略」として以下が設定されている。

— 5 つの基本戦略 —

- (1) 生物多様性を社会に浸透させる
- (2) 地域における人と自然の関係を見直し・再構築する
- (3) 森・里・川・海のつながりを確保する
- (4) 地球規模の視野を持って行動する
- (5) 科学的基盤を強化し、政策に結びつける（新規）

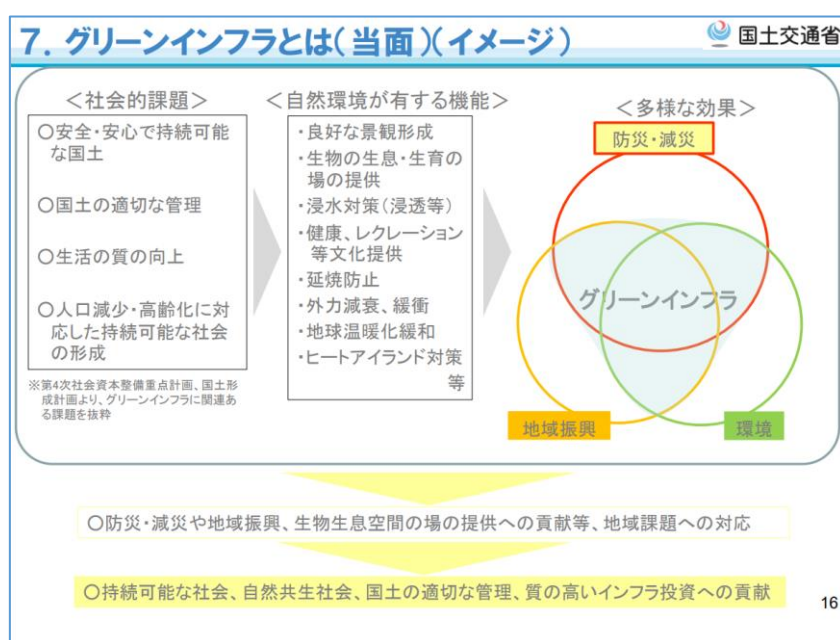
また、平成 22 年には、様々な立場の人々が互いに連携して生物多様性の保全のための活動（地域連携保全活動）を促進することで、わが国の豊かな生物多様性の保全を図ることを目的として「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（生物多様性地域連携促進法）」が制定されている。

⑤ グリーンインフラ

グリーンインフラは「自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方」であり、国土交通省は、平成27年度に閣議決定された国土形成計画・第4次社会資本整備重点計画では、「国土の適切な管理」「安全・安心で持続可能な国土」「人口減少・高齢化等に対応した持続可能な地域社会の形成」といった課題への対応の一つとして、グリーンインフラの取組を推進することを盛り込んでいる。

また、国土交通省による「先導的グリーンインフラモデル形成支援」（令和4年度）の重点支援団体として川口市・松本市・いなべ市が選定されており、官民連携によるグリーンインフラの実装の加速を目指すこととなっている。

図表1-3-4 グリーンインフラストラクチャー ～人と自然環境のより良い関係を目指して～



出所：国土交通省 HP（グリーンインフラストラクチャー ～人と自然環境のより良い関係を目指して～ 国土交通省 総合政策局 環境政策課 平成29年3月作成）

⑥ インクルーシブ

「インクルーシブ（inclusive）とは、「包括的、物事の全体を包み込む」の言葉で、「インクルーシブ社会」とは、年齢や性別、国籍、心身の障がいの有無に関係なく共生していく社会を指している。「インクルーシブ公園」は障がいがあってもなくても、みんなと一緒に遊べるよう工夫された公園であり、年齢や性別、身体的能力などを問わない、ユニバーサルデザインの遊具や施設が求められる。日本においては東京都建設局が令和3年に「だれもが遊べる児童遊具広場」整備ガイドライン」を作成し、公園整備を行うなど、その取り組みが行われつつある。

(2) 先進事例研究

「(1) 国等の施策方針」にて確認した「公園等のオープンスペースの有効活用」、「ウォーカブルな街づくり」「都市公園の柔軟な管理のあり方」「生物多様性」、「グリーンインフラ」、「インクルーシブ公園」のそれぞれに関し、より具体的な取組や効果等を検証する為、先進事例研究を行った。各事例の概要は以下の通り。

① 公園等のオープンスペースを有効活用し、地域コミュニティの核を整備した事例

ア) 鹿児島市新鴨池公園水泳プール整備・運営事業

図表 1-3-5 概要（鹿児島市新鴨池公園水泳プール整備・運営事業）

事業概要	所在地	鹿児島県鹿児島市
	供用開始時期	平成 23 年（2011 年）4 月
	概要	<p>老朽化した鴨池公園水泳プール敷地に、下記の施設を整備した。</p> <p>（主な施設）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際公認 50m プール <p>屋内メインプールに設置した可動床を 3 分割にし、幅広い層の利用者ニーズに適した水深設定が可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内公認 25m プール・幼児プール（既存施設の改修） ・国際公認飛込プール（屋外） ・観客席（固定席 1,554 席、車いす 24 席、仮設席 500 席） ・スタジオ ・トレーニングスペース（水泳のみに留まらない多種多様な運動を行える施設） ・更衣室、事務室、会議室
各施設の配置等		
事業経緯・スケジュール	<p>平成 17 年（2005 年）5 月：基本構想・基本計画策定</p> <p>平成 18 年（2006 年）11 月：実施方針公表</p> <p>平成 19 年（2007 年）10 月：入札公告</p> <p>平成 20 年（2008 年）1 月：落札者決定</p> <p>平成 20 年（2008 年）3 月：契約締結</p>	

	平成 23 年（2011 年）4 月 供用開始
事業期間	平成 20 年 3 月～平成 38 年 3 月（約 18 年間） （設計・建設：約 3 年間／運営・維持管理：約 15 年間）
事業費・財源	約 73 億円（落札額）
事業の効果	<ul style="list-style-type: none"> ➤ プールに加えてスタジオ、多種多様な競技に対応したトレーニングスペースを準備する等、<u>スポーツを軸とした地域拠点</u>として機能している。 ➤ PFI 手法を用いた民間の創意工夫等を導入することにより、従来方式で実施した場合と比較して約 7 億円の財政負担を縮減した。 ➤ 安定的な施設稼働を実現するとともに、<u>民間提案によるスタジオを設置し、多様な市民サービスの提供が可能</u>となった。 ➤ 入札参加条件として地元企業を含める条件盛り込んだことを受けて、市内企業を活用する体制となり地元経済活性化の効果も見られた。

イ) 北九州市戸畑D街区スポーツ施設整備事業

図表 1-3-6 概要（戸畑D街区スポーツ施設整備事業）

事業概要	所在地	福岡県北九州市
	供用開始時期	平成 28 年（2016 年）9 月
	概要	<p>戸畑区役所に隣接する小学校跡地を活用し、下記の施設を整備。</p> <p>（主な施設）体育館（バレー 3 面又はバスケットコート 2 面）、室内温水プール（25m×6 コース公認仕様等）、武道場（柔・剣道場各 2 面）、弓道場（近的 12 人立）、テニスコート（6 面）</p> <p>体育館を新しく大規模予定避難所に指定し、地域の防災機能として活用。</p>
各施設の配置等		

事業経緯・スケジュール	<p>平成 22 (2010) ～24 (2012) 年度 整備検査調査、計画策定、事業評価</p> <p>平成 25 (2013) 年度 実施設計策定、解体工事</p> <p>平成 26 (2014) 年度～28 (2016) 年度 建築工事</p> <p>平成 28 年 (2016 年) 9 月：供用開始</p> <p>平成 31 (2019 年) 3 月：浅生球場跡地に多目的グラウンド整備</p>
事業の方針	<p>戸畑区内に点在する戸畑体育館・柔剣道場などの老朽化した 9 つのスポーツ施設を、戸畑区役所周辺地区の小学校跡地に集約し、市のスポーツの拠点として整備。</p>
事業費・財源	<p>社会資本整備総合交付金</p> <p>総事業費約 29.8 億円 (建物解体、設計等を含む)</p>
事業の効果	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 戸畑区内の老朽化したスポーツ施設が集約、新設され、また、戸畑駅やバス停に近く、周辺道路の整備や駐車場も十分に整備されたことにより、施設へのアクセシビリティが向上したことから、利用者数が増加した。大規模なスポーツ大会が開催可能となり、利便性向上と地域活性化に寄与。 ➤ 利便性の高い戸畑区に拠点化・集約化されたことにより、<u>市民のスポーツ環境の充実が図られ、地域の活性化に貢献した。</u> ➤ 大規模予定避難所として機能する設備を整備することによって、北九州市地域防災計画の中で大規模予定避難所に指定された。

② ウォーカブルな街づくり

ア) 新庁舎と南池袋公園整備事業

図表 1-3-7 概要（南池袋公園）

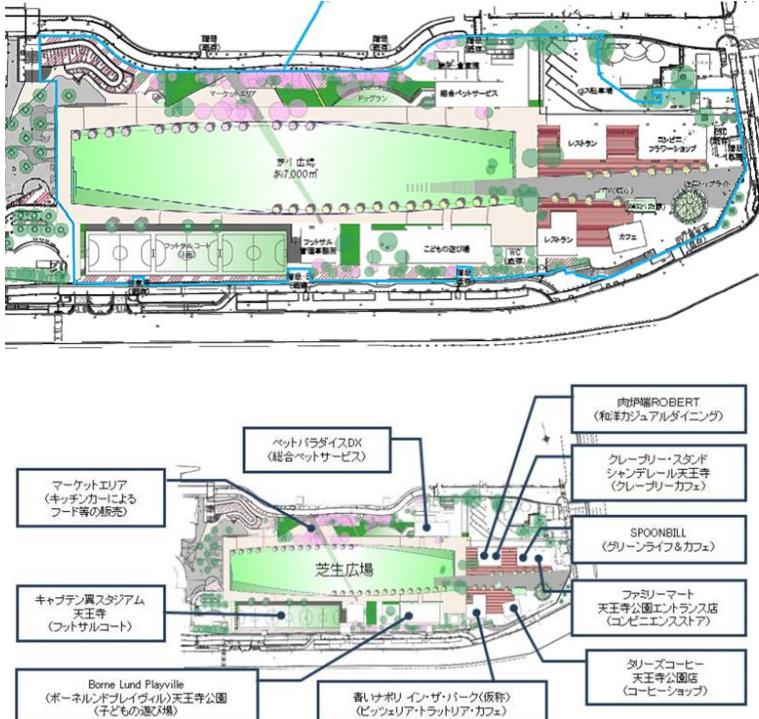
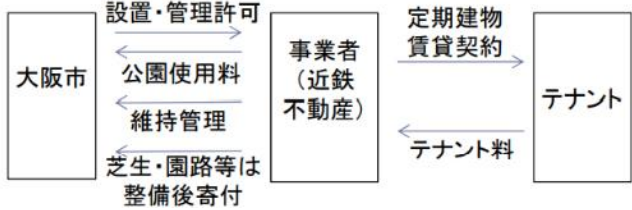
事業概要	所在地	東京都豊島区
	供用開始時期	平成 28 年（2016 年）4 月
事業概要	概要	<p>公園の全面改修にあわせて地域貢献に高い意欲をもつカフェ運営事業者が選定され、地域住民やカフェ事業者らと行政が協力し、新しいスタイルでの運営を行っている。</p> <p>防災拠点としての性格も併せ持たせ、公園施設は、災害トイレや備蓄倉庫などのほか、区庁舎に設置される災害対策本部と連携した災害情報の伝達機能も持つ。</p> <p>主な機能は以下のとおり。</p> <p>芝生広場、多目的広場、サクラテラス、キッズテラス、カフェ・レストラン</p>
	写真	
事業スケジュール	平成 28 年（2016 年）4 月：供用開始	
事業費・財源	<p>事業費：3 億 8,900 万円 (利用収入)</p> <ul style="list-style-type: none"> 公園の地下を東京電力及び東京メトロが占有使用しており、地下占用料としてそれぞれ 1,500 万円／年、300 万円／年の収入がある。 カフェ運営事業者からも建物使用料を徴収している。 地下占有料は通常、区内の全公園で分配する決まりであったが、郵政部局との交渉により、当公園のみで利用できるように取り決めを行い、公園の魅力創出につなげている。 <p>(指定管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定管理は採用していない。 整備費、維持管理経費は区が負担して、ゴミ処理、植栽管理、利用指導などは外部事業者へ業務委託している。 	

	<ul style="list-style-type: none"> • 公園施設内のトイレ清掃、及びゴミ処理の一部はカフェの事業者が担っている。 • 閉園時の退園指導等は別途、警備会社に委託している。 (維持管理費) • 清掃、植栽管理、利用指導等を合わせた業務委託費は年間1,800万円。 • 警備費用は年間600万円。 (芝生の管理) • 「南池袋公園をよくする会」(以下、よくする会)が企画し、芝生を大切にしてもらうためのイベントを開催している。また「緑の募金」を集めて活動資金としている。
事業の効果	<ul style="list-style-type: none"> ▶ <u>全面芝生張りの明るい空間の公園に生まれ変わり、昼夜問わず多くの人で賑わう人気のスポット</u>となっている。 ▶ 「南池袋公園をよくする会」を設立(会員は商店会・町会・区の代表者、隣接地権者、カフェ・レストラン運営者、学識経験者、植栽管理者)し、公園利用のルールや公園の更なる魅力向上につながる活動等について協議をしている。 ▶ 南池袋のエリアとしての価値向上を図るため、<u>園内に魅力的な店舗(オープンスタイルのカフェ・レストラン)の誘致</u>を行い、出店者の収益の一部は、変電所の地下占用料等とともに、公園の維持管理を始め、公園における地域貢献活動やイベントの実施経費に充当される仕組みとなっている。 ▶ 南池袋公園に隣接するグリーン大通りにおいても、<u>緑豊かな広幅員歩道の街路空間(緑の回廊)</u>を有効活用し、オープンカフェ・キッチンカーやマルシェ等の社会実験を行い、南池袋公園との相乗効果を目指している。

イ) 天王寺公園エントランスエリア魅力創造・管理運営事業

図表1-3-8 概要(天王寺公園(てんしば))

事業概要	所在地	大阪府大阪市
	供用開始時期	平成27年(2015年)10月
	概要	<p>官民の協働により公園施設の一部を改修整備し、公園内の芝生広場を中心に子どもの遊び場やカフェ、フットサルコートなど<u>多彩な店舗を設置し、イベントの開催など民間事業者が管理運営</u>を行っている。</p> <p>主な機能は以下のとおり。</p>

<p>写真</p>	<p>芝生広場、子どもの遊び場、フットサルコート、ドッグラン、レストラン・カフェ、マーケットエリアなど</p>
	 <p>The image shows a detailed site plan of Tennoji Park. The top part is a general overview map with color-coded areas for different functions. The bottom part is a more detailed plan with callouts to specific facilities: <ul style="list-style-type: none"> Market Area (Kitchen carts for food sales) Captain's Stadium Tennoji (Soccer field) Borne Lund Playville (Borneo Playville) Tennoji Park (Children's playground) Pet Paradise DX (Pet services) Shinsei Plaza (Pet services) Uchiyama ROBERT (Japanese Casual Dining) Crepe & Stand Shantel Tennoji (Crepe & Coffee) SPOONBILL (Greenery & Coffee) Famima Tennoji Park Entrance (Convenience store) Tarzo Coffee Tennoji Park (Coffee shop) Shinsei Plaza Inn Park (Pet services) Shinsei Plaza Inn Park (Pet services) </p>
<p>事業経緯・スケジュール</p>	<p>平成 26 年（2014 年）10 月：事業予定者決定 平成 26 年（2014 年）12 月：事業協定締結 平成 27 年（2015 年）10 月：供用開始</p>
<p>事業費・財源</p>	<p>整備費、維持管理費、店舗部分等収益施設部分の公園使用料は事業者が負担 ※指定管理者制度は導入していない。当該地域の管理運営を民間が担うが、底地所有権や公園使用許可権限は市。</p>  <p>The flowchart illustrates the financial and operational relationships: <ul style="list-style-type: none"> 大阪市 (Osaka City) provides '設置・管理許可' (Installation and Management Permission) to the 事業者 (近鉄不動産) (Operator (Nearby Railway Real Estate)). The 事業者 pays '公園使用料' (Park Usage Fee) to the 大阪市. The 事業者 is responsible for '維持管理' (Maintenance and Management). The 事業者 enters into a '定期建物賃貸契約' (Fixed-term Building Lease Contract) with the テナント (Tenant). The テナント pays 'テナント料' (Tenant Fee) to the 事業者. The 事業者 pays '芝生・園路等は整備後寄付' (Lawn, paths, etc. donated after maintenance) to the 大阪市. </p>
<p>事業の効果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 整備前来場者数 150 万人から、年間約 500 万人（2019 年度）となり、魅力が向上し収益化につながっていることが伺える。 ➤ 自治体の負担していた維持管理費は約 3,000 万円削減され、更に使用料徴収により 3,200 万円の増収が見込まれる。

ウ) 朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備事業

図表 1-3-9 概要 (朝霞市)

	所在地	埼玉県朝霞市
	供用開始時期	令和2年(2020年)2月
事業概要	概要	<p>基地跡地の広大な敷地の一部を活かし、市道8号線(公園通り)を朝霞市役所南側から延長約680mにわたり、西側に30m拡幅し、いつでも人が憩い、集え、まちに新たな活力とにぎわいをもたらす緑の道として整備。</p> <p>歩道部分に、歩行者をもてなす「ゲシュタルト舗装(言葉で説明できる模様や図でデザインされた舗装)」を施し、両側合わせて50基以上のベンチを設置</p> <p>主な取組は以下のとおり。</p> <p>シンボルロード、展望テラス、花の池テラス、みどりのテラス、目黒川さくらテラス、オーニングベンチ、パイオシェルター「雅涼庵(がりょうあん)」、「ちょっとカウンター」、「ミニパーク」などの整備、歩道の拡幅、グリーンベルトの設置</p>
	写真	

		<p>(1) エントランスエリア 公園・シンボルロードへのゲートにふさわしい、緑とにぎわいの感じられる散策、休憩の場づくり</p> <p>(2) 朝霞の森・リトルペンタゴン 市民とともに使いながらつくる、遊び、学び、交流につながる多種多様な活動の場づくり</p> <p>(3) 中央広場 シンボルロード全体のにぎわいを創出し、人々が緑の中で憩える拠点の形成</p> <p>(4) 北園路周辺 スズカケノキの並木、ヤマザクラの下で散策、休憩を楽しめる場づくり</p> <p>(5) 西口エリア 草地の環境と基地の遺物・遺構を活かした、自然と歴史を学び、守る活動の起点となる空間形成</p> <p>(6) 落葉広葉樹の森 動植物の生息・生育環境の核となる樹林地、草地の保全</p> <p>(7) 南の雑木林 森の環境を保全・再生・活用しながら、地域の自然、歴史、文化を体験、継承する場づくり</p> <p>(8) 南口広場周辺 公園・シンボルロードの南側のエントランスとなる空間形成</p> <p>公園内の既存道路を活かす動線 将来的に形成する動線のイメージ 主要な出入口・補助的な出入口</p>
事業経緯・スケジュール		<p>平成 25 年（2017 年）7 月：シンボルロード整備基本計画策定</p> <p>平成 25 年（2017 年）10 月：事業者選定</p> <p>平成 30（2018）～平成 31（2019）年度：シンボルロード・公園整備</p> <p>令和 2 年（2020 年）2 月：シンボルロード供用開始</p>
事業費・財源		<p>社会資本整備総合交付金（国）、地方債、一般財源（市）</p>
事業の効果		<ul style="list-style-type: none"> ▶ シンボルロードと沿道のケヤキ並木や公共施設等が調和し、<u>日常的に歩行者や学生等がにぎわっており、イベント時には催し物などのスペースとして活用されている。</u> ▶ <u>ベンチ等の休憩施設が多数設置されており、老若男女問わず憩える場所</u>となっている。

③ 都市公園の柔軟な管理のあり方

ア) 練馬区立こどもの森（遊びを通したみどりの価値の実感と学び）

図表1-3-10 概要（練馬区立こどもの森）


	所在地	東京都練馬区
	供用開始時期	平成27年（2015年）4月
概要	<p>子ども達が冒険遊びや自然体験を通じてみどりの豊かさを実感することで、将来のみどりの保全や創出に関する意識の向上につなげるため、周辺に屋敷林や農地が残る住宅地に開設。</p> <p>建物や舗装は必要最小限とし、木登りや泥遊び、秘密基地づくりなど、子ども達が創造力を働かせて次々と新しい遊びを生み出せる場を提供する事で、子ども達の健全な発育に寄与。</p> <p>プレーリーダーを複数常駐させることで、子ども達がのびのびと、且つ安全に遊ぶ環境を実現。プレーリーダーは見守りだけでなく、遊びの相談や提案も行う。</p>	
事業概要		
写真		
運営管理者	<p>共同事業体：PLAY TANK（プレイタンク）</p> <p>構成企業 UDS(株)、NPO 法人あそびっこネットワーク、(株)ジェイ・ティ・エム、(株)日建管財</p>	

<p>取組み例</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・冒険遊びや自然体験により、みどりに親しむ機会を提供 ・子どもの自由な外遊び体験の場の提供 ・畑を活用し、農業体験の場を提供 ・大学や企業と連携したワークショップ等を実施 ・ニュースレターを通じて、遊びや運営に関する事項を周知
<p>事業の効果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>冒険遊びや自然体験を通じて緑の豊かさを実感することで、子どもの健全な育成に寄与。</u> ➤ 地区内の図書館との協力による青空紙芝居や、周辺の公園とコラボした親子防災イベント、緑化ボランティアによる工作教室の開催など<u>外部との連携が積極的に行われ、地域交流・コミュニティの醸成に貢献。</u>

イ) 西東京市の都市公園等における市民主体の公園づくり（西東京いこいの森公園）

図表 1-3-11 概要（西東京いこいの森公園）

事業概要	所在地	東京都西東京市
	供用開始時期	平成 28 年（2016 年）4 月～
	概要	<p>西東京市の都市公園等は平成 28（2016）年 4 月より指定管理者制度導入。都市公園等の管理運営の特色は、公園単体ではなくエリアマネジメントを意識して、大小様々な公園を管理し、さらに地域連携・市民協働の推進を最も重要な目的としたうえで、単なる業務委託の延長ではなく民間の能力を最大限発揮できるように制度設計をしている点。</p> <p>より効果的に実践をしていくために指定管理者内に市民協働のノウハウを持った人材、『市民協働担当』を副所長クラスで配置させることで、地域の中小規模公園における市民協働も含め様々な地域連携の取り組みを推進。</p>
写真		

		
<p>指定管理者</p>		<p>共同事業体：西東京の公園・西武パートナーズ 代表団体 西武緑化管理株式会社 構成団体 特定非営利活動法人エヌピーオーバース 構成団体 株式会社尾林造園</p>
<p>収益事業・自主事業の取組み例</p>		<p>【手ぶらバーベキューサービス】 食材や飲み物を持ち込み、テーブルやイス、炭や網などを有料で借りることができる。家族連れも含め比較的若い人々が市内外から公園を訪れるようになり、新たな市民サービスを提供し、市民にも好評であり、かつ収益事業としても大きな柱となっている。</p> <p>【スポーツフェスティバル】 体育館・スポーツセンターなどのスポーツ施設を管理運営している指定管理者と市立公園を管理運営している指定管理者が協力してイベント事業を実施。スポーツ施設の指定管理者のノウハウや集客力を活かして、公園で様々なスポーツ体験を提供。</p> <p>【ファーマーズマーケット】 地元農家とコラボして野菜を直売する事業を実施。自主事業として行い、地元農家は収益を上げながら野菜を販売することができ、その売り上げの一部から公園維持管理に関する協力金をいただいた。</p> <p>【プレーパークキャラバン】 西東京市のNPO等企画提案事業で始まり、従来の公園の遊具や施設にとらわれず、子ども達自らが様々な工夫をこらして、戸外で思いっきり遊ぶことのできる「手作りの遊び場」を創り出す事業を実施。市民主体イベントとして行うことで、質も向上し、参加者も増え主催者である市民自身が一番喜んでいる事業となった。</p>

事業の効果	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 公園条例改正の市民参加から始まり、ユーザー視点で作成した指定管理者募集要項など、市民協働によって導入された市民協働推進型指定管理者制度により、<u>市民ニーズを踏まえた事業が多数実施</u>された。 ➤ 行政と指定管理者が互いをパートナーとして認め合いながら連携して取り組む体制が構築されていることから、<u>行政側だけでは実現が困難な多くの事業・新たな市民サービスが効果的に実施</u>されている。
-------	---

④ 生物多様性

ア) トラスト保全地（見沼田圃周辺斜面林）

図表 1-3-12 概要

所在地	さいたま市緑区大字南部領辻
取組種別	緑のトラスト保全地（埼玉県内1号地）
面積	11,336m ²
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・見沼代用水東縁に面する斜面林であり、周辺はもっとも見沼らしい景観が残っている場所です。トラスト保全地に接する約300メートルにわたる用水路は、水路と林が一体となった昔のままの状態で保存されている。 ・林内にはシデ、ケヤキ、ムクノキなどの32種の高木があり、林床にはカラタチバナ、ヤブニッケイなど常緑の低木、ウラシマソウ、ハンゲショウなど数々の草本植物がある。渡り鳥が立ち寄り、シジュウカラ、オオタカが営巣し、蝶類、クモ類そして希少種の陸産貝類が確認されるなど多様な動植物の生息場所になっています。この自然を維持するために樹林地内は、原則立ち入り禁止にしている。 ・なお、竹林では間伐や筍掘り、林地では落ち葉掃きや下草刈りなどの里山体験活動を実施している。
写真	

出所：埼玉みどりのポータルサイト

[埼玉みどりのポータルサイト](http://saitama.lg.jp)とは [埼玉みどりのポータルサイト \(saitama.lg.jp\)](http://saitama.lg.jp)

さいたま緑のトラスト協会

[1号地 | 公益財団法人さいたま緑のトラスト協会 \(saitama-greenerytrust.com\)](http://saitama-greenerytrust.com)

イ) 水辺環境の整備（黒目川）

図表 1-3-13 概要

所在地	埼玉県朝霞市田島
取組種別	水辺環境の整備
規模・面積	延長 220m 面積 3500m ²
事業主体	埼玉県朝霞県土整備事務所
概要	<ul style="list-style-type: none"> 多様な生物の生息環境の保全等を目的とし、自然保全型整備を行った河川であり、河川沿いには、ワンド、せせらぎ水路、遊歩道が整備されている。 2008年度からの4年間の埼玉県「水辺再生100プラン」の1つ。 地元住民や地元市とのワーキングチームを結成し、ワーキンググループが作成した計画をもとに自然保全型整備を実施。 地元自治体や活動団体に水辺のサポーターになってもらい、日常のゴミ拾いや植栽管理、異常発見時の報告を行ってもらう。県や市は住民活動の支援を行う。
写真	 <p>水生動植物の生息生育空間となるワンド</p> <p>湧水を利用したせせらぎ水路</p> <p>水辺を散策できる遊歩道</p> <p>市民団体によるゴミ拾い</p>

出所：九都県市首脳会議 環境問題対策委員会 緑化政策専門部会 生物多様性の保全に配慮した都市緑化事例集 黒目川 <[31328D9596DA90EC2E6169](https://31328D9596DA90EC2E6169@tokenshi-kankyo.jp)> (tokenshi-kankyo.jp)

イ) 雨水を利用した環境改善システム（グランモール公園）

図表1-3-15 概要

所在地	横浜市西区みなとみらい三丁目
竣工・再整備年度	1991年、2012（平成24）～2018（平成30）年度
取組内容・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・心地よさを体感できる緑空間を創造するためにグリーンインフラを導入。導入にあたって雨水を利用し環境改善を体感できるように還元するシステムを「みず循環回廊」と名付け、構築。 ・雨水の貯留浸透の促進と耐圧路盤、植栽基盤としての機能を持つ技術（雨水貯留砕石）で水の垂直方向の循環を実現し、樹木や保水性舗装と連動した打ち水効果（蒸発散）により、夏の涼しさの創出、樹木の良好な生育、緑陰の形成を促し、憩い・賑わい空間の形成を図るもの。 ・整備前後に行った環境調査では、最大で5度程度気温が抑えられていること等の効果が確認された。
受賞	「第5回美し国づくり大賞」
図・写真	

出所：横浜市記者発表資料 [0003_20190628.pdf](http://www.yokohama.lg.jp/0003_20190628.pdf) (yokohama.lg.jp)

⑥ インクルーシブ公園

ア) 都立 砧公園 みんなのひろば

図表 1-3-16 概要

所在地	東京都世田谷区
供用開始時期	令和2（2020）年3月
面積	公園面積 39.2ha（開園面積） 広場面積 約 4,000 m ²
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都は、障がいの有無にかかわらず、あらゆる子ども達が共にあそび、楽しむことができる遊具広場の整備に取り組んでおり、その第1号としてオープンした施設。 ・さまざまな子どもの障がい関係者へのヒアリング及び有識者への意見聴取を実施、整備の方向性を検討した。 ・障がいの種類が異なっても、「体幹の弱さに対応した遊具」や、「介助者との使用」、「ハイハイできるクッション素材の舗装」、「迷子や飛び出し防止の囲い」等の共通する意見が得られた。また、遊具広場以外にも、アクセスやトイレの施設内容などの共通意見を整備に反映させている。
主な UD 遊具等	複合遊具 ブランコ 回転遊具 楽器遊具 伝声管 パネル遊具（迷路など） 揺動遊具 コージスポット 休憩施設 居心地の良い遊具 等
管理運営	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者である（公財）東京都公園協会が管理。 ・夏（4～8月）は午前9時から午後5時まで、冬（9～3月）は午前9時から午後4時まで利用可能。 ・基本的には、自由に遊んでもらうこととしており、常時、職員やプレイワーカーを配置する対応は行っていない。 ・混雑時（およそ300人を超える利用者）には、人数制限をかける予定だが、現在まで制限をかけるに至っていない。 ・遊具の安全点検は、毎朝、開園前に行っている。 ・定期的に、利用状況のモニタリング調査を行っている。
平面図・写真	

出所：「だれもが遊べる児童遊具広場」整備ガイドライン 参考資料
[000058696.pdf \(tokyo.lg.jp\)](https://www.tokyo.lg.jp/000058696.pdf)

イ) 一関遊水地記念緑地公園 子ども広場 オーストラリア・ジャパン・フレンズ
シップパーク

図表1-3-17 概要

所在地	岩手県一関市狐禅寺
供用開始時期	平成 27 (2015) 年 10 月
面積	公園面積 約 14.24 ha 広場面積 約 0.1 ha (図測)
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・一関市と国際姉妹都市であるオーストラリア連邦クイーンズランド州セントラルハイランズ市によって設置され、一関市に寄贈。 ・クイーンズランド州では、障がいの有無に関わらず、誰もが同じ空間で楽しむことができる公園整備を推進、セントラルハイランズ市には、「オールアビリティパーク」として健常者と障がいのある人が一緒に遊べる公園があり、車いすのまま乗れる「車いすブランコ」も設置されている。この「オールアビリティパーク」の理念を国際姉妹都市である一関市を通じて、日本に広げてもらいたいという強い思いを乗せて広場が整備された。
主な UD 遊具等	車いすブランコ ゆりかご (円盤) 型ブランコ バケット型ブランコ スプリング遊具 スロープのある複合遊具 コアラやカンガルーの路上絵 など
運営管理	<ul style="list-style-type: none"> ・車いすブランコは、一関市スポーツ振興課が管理。車いすブランコとそのフェンスは常時施錠し管理をしているので、利用の際は解錠する必要がある。近くの施設管理事務所で利用申し込みと鍵借用の手続きを行っている。
平面図・写真	

出所：「だれもが遊べる児童遊具広場」 整備ガイドライン 参考資料
[000058697.pdf \(tokyo.lg.jp\)](https://www.tokyo.lg.jp/000058697.pdf)

(3) 考察

前節の「2. (5) 考察」で得られた示唆を踏まえ、「公園等のオープンスペースの有効活用」、「ウォーカブルな街づくり」「都市公園の柔軟な管理のあり方」「生物多様性」「グリーンインフラ」「インクルーシブ公園」の切り口で先進事例を研究した。参考にすべき観点や、方向性等は以下の通りである。

特に、以下の主な示唆で示した項目から考察される「スポーツを軸とした地域コミュニティの醸成」、「多様な世代が集い、憩う場の創出」、「自然と触れ合い、魅力的な、シンボル性の高い空間活用」は、「(1) 国等の施策方針」及び本事業の方向性とも合致している内容であり、第2章 基本計画においても留意の上検討を進めることとする。

先進事例から得られた主な示唆

①公園等のオープンスペースの有効活用

- オープンスペースである公園を活用し、多様な世代の利用者が活用できる場とすること。
- 市民活動の拠点となり、地域の活性化・賑わいの創出に寄与したこと。
- 多種にわたるスポーツ施設を集約し、複合的な施設として地域の拠点として再構成したこと。
- 集約化の過程で、自治体内の老朽施設の統廃合を進めるとともに、維持管理運営の効率化を図ったこと。
- 整備・運営の各段階で民間ノウハウを活用し、自治体の財源負担を軽減させたこと。

②ウォーカブルな街づくり

- 公園内で歩きたくなるような遊歩道・ジョギングコースを整備し、気軽に利用者が集まれる空間を整備したこと。
- 初心者でも参加しやすいジョギング・ウォーキングを促し、健康増進やストレス解消につながっていること。
- カフェ・レストラン等も併設し、賑わいの創出と共に、収益を地域貢献活動イベントに充てる等の好循環がみられるようになったこと。

③都市公園の柔軟な管理のあり方

- 民間事業者等の多様な主体やノウハウ活用による管理運営を推進することで、地域住民等のレクリエーション空間の場となるほか、地域コミュニティの形成、さらには都市環境の改善や良好な都市景観の形成、防災性の向上等といった様々な効果が期待できること。
- 季節折々の植物等と触れ合う場を創出することを通じて、心身ともにリラックスできる空間の創出、子どもの健やかな学び・育成に寄与していること。
- CO2の排出削減等、環境への配慮の文脈においても効果を発揮していること。

④生物多様性

- 地元住民や地元市とのワーキンググループを結成し、保全活動のサポートを行ってもらうことにより、市民の主体的な参加を促していること。
- 里山体験活動など、市民が自然に触れ合えるソフトを提供していること。

⑤グリーンインフラ

- 保水性舗装と連動した蒸散作用により気温が抑えられる効果が確認されており、快適な市民の憩い・賑わい空間の創出が期待できること。
- 自然環境の保全機能と建築物を一体的にデザインすることにより、土地の特徴にふさわしい景観を創出できること。

⑥インクルーシブ公園

- 遊具広場へのアクセス性やトイレの施設内容等も考慮し、誰もが快適に利用できる場として整備されていること。
- 衝突防止のため遊具広場周りを柵で囲う、一部の遊具利用時には施設管理事務所での鍵借用の手続きを必要とするなど、安全性が十分に留意されていること。

4. 現状における課題と検討の方向性

1節から3節にかけて行った調査分析結果を踏まえ、本基本計画における施設整備の方向性やコンセプトに結び付く課題を整理した。これらの方向性を基に第2章の基本計画において詳細な検討を行うこととする。

図表1-4-1 現状及び課題整理と基本計画における方向性のまとめ

項目	現状	課題
1. 本市及び整備予定地の概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 洪水ハザードマップに関して、一部箇所では2m程度の盛土がなされ、浸水深0.5m未満となっているものの、大部分が浸水深0.5～3mの浸水想定区域となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 本事業における公園整備に際して「防災拠点」としての機能に留意する必要がある。 ● また都市公園の諸機能に含まれている、「都市の安全性を向上させ、地震などの災害から市民を守る」観点にも留意が必要である。
	<ul style="list-style-type: none"> ● 「川口市景観計画」において、建築物の高さの最高限度10mの規定あり。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 高さ制限に留意しつつ、周辺景観との調和に配慮をする観点も重要である。
	施設整備の方向性とコンセプトへの結びつけ	
	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 周辺環境と一体化した施設整備 ➢ 災害時に強い避難施設、防災機能を備える ➢ 近隣緑地と連携した緑のネットワークづくり 	
項目	現状	課題
2. 敷地条件、スポーツ施設の利用状況等について調査及び整理・分析	<ul style="list-style-type: none"> ● 神根運動場公園の利用者数及び稼働率は低減傾向。ただし、ターゲットバードゴルフ場等一部施設は高稼働を維持。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民ニーズや利用状況を踏まえた改修及び施設の複合化の視点が重要。
	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内及び近隣類似施設が多く配置されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 近隣類似施設に含まれる機能との差異化が必要。 ● 特に、国際規格の50m屋内プールは他との差異化を図ることが十分に可能な機能となる。
	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用者数の減少、飲食スペース等の賑わい施設の不足。 ● ランニングコース等の公園内の自然と触れ合える環境の不足。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 単に運動をするだけでなく、「市民が憩い・集う場」の創出が必要。

施設整備の方向性とコンセプトへの結びつけ		
	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 様々な主体・多様な世代に開かれたスポーツ環境の整備 ➤ 利用者の健康増進や競技力向上 ➤ 多様な競技に取り組むことができる運動拠点の整備 ➤ 多世代が集う憩いの空間の整備 ➤ スポーツを軸にした地域コミュニティの醸成 	
項目	現状	課題
3. 国等の施策方針及び先進事例研究	<ul style="list-style-type: none"> ● 「公園等のオープンスペースの有効活用」、「ウォーカブルな街づくり」「都市公園の柔軟な管理のあり方」「グリーンインフラ」「インクルーシブ公園」の導入が国等で進められている。 ● 先進事例においても上記の観点に対応した取り組みが進展。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 国等の施策を踏まえつつ、本事業における特殊事情に対応するような事業の展開が必要。 ● 他事例より、特に「多様な世代が集い地域活性化の拠点となる」こと、「公園内を散歩したくなるような工夫」、「既存樹木等を残しつつ自然と触れ合える環境の整備」の三点に留意しつつ本事業を進める必要がある。
施設整備の方向性とコンセプトへの結びつけ		
	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 美しい緑を取り込むことによる街の魅力向上・シンボル性の創出 ➤ 近隣緑地と連携した緑のネットワークづくり ➤ 生物多様性の保全 ➤ 魅力ある緑を活用した賑わいの創出 ➤ 環境に配慮した施設整備 	